

第7章 環境保全措置等

本事業の実施にあたっては環境保全措置及び環境配慮事項を講じ、公害防止・自然環境の保全に配慮する。

7.1 環境保全措置

「第6章 調査、予測及び評価の結果」において、事業の実施により影響を受けると想定される動物（猛禽類、両生類）及び植物に対しては、本事業の実施による環境影響を低減させるため、表 7.1-1～表 7.1-2 に示す環境保全措置を実施する。

表 7.1-1(1) 環境保全措置の内容（動物、生態系）

実施主体	一関地区広域行政組合	
保全対象	サシバ、ノスリ	
環境 保全 措置	区分	低減
	実施方法	事前モニタリング調査の実施
	実施内容	工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。
	効果	営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる
	効果の不確実性	工事期間中に繁殖阻害のおそれがある
環境保全措置後の環境状況の変化	環境状況の変化はない	
他の環境への影響	なし	

表 7.1-1(2) 環境保全措置の内容（動物）

実施主体	一関地区広域行政組合		
保全対象	トウホクサンショウウオ クロサンショウウオ	ギンイチモンジセセリ ミヤマチャバネセセリ	
環境 保全 措置	区分	代償	代償
	実施方法	卵のうの移殖	個体の移設
	実施内容	工事前に調査を実施し、改変区域内の卵のうについては移殖を行う。移殖先は対象事業実施区域内に設置する環境保全区域内のため池とする。なお、対象事業実施区域外への移殖については、同じ水系内のため池や湿地を対象に検討を行う。	工事前に調査を実施し、改変区域内でギンイチモンジセセリとミヤマチャバネセセリを確認した場合は、対象事業実施区域内の非改変区域内のススキ草地（イネ科草地）へ移設を行う。
	効果と判断根拠	生息環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生息適地に移殖・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した	
	効果の不確実性	移殖先・移設先で生息が確保されるか不確実性が残る	
環境保全措置後の環境状況の変化	移殖先・移設先での大きな環境状況の変化はない		
他の環境への影響	移殖先・移設先の動物相に変化が生じ、生息環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある		
回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生息を確認した区域の改変が避けられないため		
損われる又は創出される環境要素	動物（両生類）	動物（昆虫類）	
損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で産卵場となっている水域が消失する	対象事業実施区域内で生息環境となっているススキ群落が消失する	
創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域（環境保全区域）へ移殖・移設するため新たな環境の創出はない		

表 7.1-2 環境保全措置の内容（植物）

実施主体	一関地区広域行政組合		
保全対象	ジュンサイ、イヌタヌキモ	サクラソウ	
環境 保全 措置	区分	代償	
	実施方法	個体の移植	
	実施内容	<p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池とする。移植翌年の確認適期には生育状況の確認を行う。なお、生育が確認できない場合は移植2年後にも確認を行う。</p>	<p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池上流部の沢部とため池下流側のやや湿った場所の2箇所へ分散して移植する。移植前には、移植地の環境を整備し、移植個体は、生育が良好な個体とする。さらに生育地の多様性を維持するため、個体変異に留意し採取する。移植は、再確認できた個体数の約1/3を目標とする。なお、移植翌年と移植2年後には確認適期に生育状況の確認を行う。</p>
	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生育適地に移植・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した	
	効果の不確実性	移植先で生育が確保されるか不確実性が残る	
環境保全措置後の環境状況の変化	移植先での大きな環境状況の変化はない		
他の環境への影響	移植先で生育が確保された場合、移植先の植物相に変化が生じ、生育環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある		
回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため		
損われる又は創出される環境要素	植物（植物相）		
損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で生育が確認された水域が消失する	対象事業実施区域内で生育が確認された湿性地在が消失する	
創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域へ移植するため新たな環境の創出はない		

7.2 環境配慮事項

7.1 に示した環境保全措置の他にも、事業の実施に伴う環境影響を低減させるための環境配慮事項を実施する。

第6章に掲載した環境要素毎の環境配慮事項を再整理した内容を以下に示す。

7.2.1 工事の実施時における環境配慮事項

工事の実施時における環境配慮事項は表 7.2-1 に示す。

表 7.2-1 工事の実施時における環境配慮事項

環境要素	環境配慮事項	環境配慮事項の内容
大気質	工事工程の調整	工事工程を調整し、粉じん等が発生する工種の同時施工範囲を限定する。
	強風時の作業中止	強風時は粉じん等が発生する工種の施工を避ける。
	地区外への土砂搬出防止	工事用車両のタイヤ洗浄を実施する。 工事用車両の出入り口付近を敷鉄板で養生するなど、タイヤに付着した土砂が公道路面に運び出されるのを防止する。
大気質 騒音 振動	運行台数の削減	造成工事に伴う購入土の搬入車両台数は、国土交通省が公表している「令和5年度作業日当り標準作業量」を基に設定しているが、施工期間を長くすること等により1日当たりの搬入車両台数を少なくする等の工事計画を検討する。
		購入土の搬入車両以外の工事用車両は、運行経路を分散し発生交通量が集中しない運行計画とする。
騒音 振動	適正な車両運行	工事用車両は、周辺道路で待機（路上駐車）することがないように、工事区域に速やかに入場させる。
		規制速度等の交通法規を遵守するとともに、不要な空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守・指導を徹底する。
	工事工程の調整	工事工程を調整し、騒音・振動に関わる環境影響が大きくなると想定される工種の同時施工を避ける。
	低騒音型・低振動型建設機械の使用	低騒音型・低振動型建設機械の使用に努める。
水質 土壌	濁水の発生防止	露出した地面は早期に緑化し、濁水の発生を防止する。
	土砂・濁水の流出防止（水質） 土壌汚染発生要因の防止（土壌）	造成工事の実施にあたっては、防災調整池を先行して設置し、降雨時の土砂・濁水の地区外への流出を防止する。 調整池に流入しない区域からの土砂・濁水が地区外へ流出することを防止するため、土砂流出防止柵や仮沈砂池等を設置する。
土壌 廃棄物等	残土の適正処分（土壌） 廃棄物の適正処理（廃棄物等）	対象事業実施区域から搬出する残土等は、最終搬出先の記録を作成・保存し適正に処分する。
	土壌汚染発生要因の防止（土壌） 廃棄物等の再利用（廃棄物等）	造成工事に伴い発生する残土は、対象事業実施区域内の盛土・埋め戻し材として極力再利用する。
動物 生態系	低騒音型機械の使用	低騒音型の建設機械を使用することで猛禽類への繁殖活動等への影響を低減する。
	濁水処理設備の設置	工事実施時には、早期に防災調整池、仮設沈砂池を設置し泥水の土砂を沈降させ、河川への土砂流出を低減する。
廃棄物	廃棄物の適正処理	伐採樹木等の廃棄物は、廃棄物処理法等の法令に従い適正に処分する。

7.2.2 土地又は工作物の存在及び供用時における環境配慮事項

土地又は工作物の存在及び供用時における環境配慮事項は表 7.2-2 に示す。

表 7.2-2(1) 土地又は工作物の存在及び供用時における環境配慮事項

環境要素	環境配慮事項	環境配慮事項の内容																								
大気質	排ガス濃度の削減	<p>施設の稼働に際しては、ろ過式集じん機の設置、消石灰の吹き込み、適切な温度で燃焼させる燃焼管理等により、排ガス濃度を法令に基づく規制基準と同程度あるいは基準よりも減じる計画とし、排出濃度を自主基準値として設定する。具体的には、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">排ガス濃度の自主基準値</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>法規制値</th> <th>自主基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物 (二酸化硫黄) (ppm)</td> <td>5,000 程度以下</td> <td>30以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物 (二酸化窒素) (ppm)</td> <td>250以下</td> <td>100以下</td> </tr> <tr> <td>ばいじん (浮遊粒子状物質) (g/m³_N)</td> <td>0.08以下</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³_N)</td> <td>1以下</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>430以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³_N)</td> <td>30以下</td> <td>30以下</td> </tr> </tbody> </table>	排ガス濃度の自主基準値			項目	法規制値	自主基準値	硫黄酸化物 (二酸化硫黄) (ppm)	5,000 程度以下	30以下	窒素酸化物 (二酸化窒素) (ppm)	250以下	100以下	ばいじん (浮遊粒子状物質) (g/m ³ _N)	0.08以下	0.02以下	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	1以下	0.1以下	塩化水素 (ppm)	430以下	50以下	水銀 (μg/m ³ _N)	30以下	30以下
		排ガス濃度の自主基準値																								
		項目	法規制値	自主基準値																						
硫黄酸化物 (二酸化硫黄) (ppm)	5,000 程度以下	30以下																								
窒素酸化物 (二酸化窒素) (ppm)	250以下	100以下																								
ばいじん (浮遊粒子状物質) (g/m ³ _N)	0.08以下	0.02以下																								
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	1以下	0.1以下																								
塩化水素 (ppm)	430以下	50以下																								
水銀 (μg/m ³ _N)	30以下	30以下																								
排ガスの拡散促進	<p>二酸化窒素等を希釈するため、景観への影響の低減を図りながら可能な限り高い煙突高(59m：航空法による規制を受けない高さ)とする。</p>																									
大気質 騒音 振動	適正な車両運行	<p>廃棄物運搬車両の運行に際しては、交通法規の遵守のほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。</p>																								
	車両の適正管理	<p>廃棄物運搬車両は整備、点検を徹底する。</p>																								
	運行台数の削減	<p>当組合が収集運搬業務を委託するごみ収集車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。</p>																								
騒音	低騒音型機器の選定	<p>可能な限り低騒音型の機器を選定する。</p>																								
	発生源対策	<p>騒音の大きい機器は室内に収納し、防音対策を講じる。</p>																								
	騒音伝播の防止	<p>工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより、騒音の外部への伝播を防ぐ。</p>																								
低周波音	発生源対策	<p>タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、専用室内に設置する。</p>																								
		<p>タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。</p>																								
	低騒音・低振動型機器の選定	<p>設置する機器は、低騒音、低振動型の機器を選定する。</p>																								
機械等の点検・整備の徹底	<p>定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常が確認された機器類は速やかに修理・交換し、機器の異常による低周波音の発生を未然に防止する。</p>																									
振動	発生源対策	<p>振動を発生する機器は防振対策を講じる。</p>																								
	振動伝播の防止	<p>独立基礎の採用など振動が施設全体に及ばないような配慮を行う。</p>																								

表 7.2-2(2) 土地又は工作物の存在及び供用時における環境配慮事項

環境要素	環境配慮事項	環境配慮事項の内容
悪臭	臭気物質対策	高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解する。
	臭気の漏洩防止	工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより、悪臭の外部への漏洩を防ぐ。
		ごみピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ごみピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解し臭気を取り除く。
		プラットホームの出入口をエアーカーテンにて遮断する。
発生源対策	消臭剤を噴霧する。	
水質	生活排水量の抑制	トイレ等は節水型の機器を設置し、生活排水量を可能な限り抑制する。
土壌	土壌汚染発生要因の削減	850℃以上、かつ、2秒以上の燃焼時間や十分なガスと空気の攪拌を実施、活性炭を煙道に吹き込み、ろ過集じん機の設置等により捕集し、排ガス濃度を法令に基づく規制基準より厳しい自主基準値を設定する。
		煙突からの排出ガス濃度を希釈し、土壌への影響の低減を図るため、可能な限り高い煙突高(59m：航空法による規制を受けない高さ)とする。
動物植物生態系	環境保全区域(残置)	対象事業実施区域内には改変を行わない環境保全区域を計画し動物・植物の生息・生育環境を可能な限り保全する。なお、移殖等を行った地点については、草刈り、除伐・間伐、ため池の泥上げ等の定期的な管理を行っていく。
生態系	昆虫類誘因低減のための夜間照明の設置	外灯は虫の誘引が少ないLEDの設置を検討し、施設周辺の昆虫類の保全とそれを餌とする動物の採餌環境を保全する。なお、施設については周辺への光漏れを極力抑えるような配置を検討する。
景観	造成法面の緑化	造成法面を緑化することで、景観の変化が最小化されるようにする。
廃棄物等 温室効果 ガス等	廃棄物等の発生量削減 温室効果ガスの排出削減	「一関地区広域行政組合循環型社会形成推進地域計画(一関市、平泉町、一関地区広域行政組合)(令和2年11月13日)に基づき、ごみの発生抑制・再使用の徹底・分別による資源化を推進し、焼却するごみの排出を抑制することにより、焼却灰及び温室効果ガスの排出削減に努める。
廃棄物等	廃棄物等の発生量削減	現在、不燃ごみとして収集している製品プラスチック(バケツ、おもちゃ等)や可燃ごみとして収集している製品プラスチック(使い捨てスプーン、フォーク等)をプラスチック製容器包装と一緒に収集し、リサイクル施設で選別・圧縮後に資源化施設へ搬出することにより、発生する不燃残渣や焼却灰の削減に努める。
	廃棄物の適正処理	重金属類等が含まれている飛灰は、薬剤処理で溶出防止を行った後、埋立処分する。
温室効果 ガス等	温室効果ガスの排出削減	現在、可燃ごみとして収集している製品プラスチック(使い捨てスプーン、フォーク等)をリサイクル施設で資源化することにより焼却処理量を削減し、温室効果ガスの排出を削減する。
	エネルギーの有効利用	燃焼ガスの排熱を蒸気エネルギーとして回収し発電を行うとともに、施設内等への熱供給施設を設置し、積極的な余熱利用を実施する。
	エネルギー使用量の削減	施設内に設置する機器は省エネルギー型の機種、照明はLEDを採用する。 ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。

第8章 事後調査

8.1 事後調査の必要性

予測評価を行った項目のうち、動物、植物、生態系への影響については、環境保全措置の効果に不確実性が含まれていることから、事後調査を実施することとした。

8.2 事後調査の概要

事後調査の概要は、表 8.2-1 に示す。

表 8.2-1 事後調査の概要

事後調査の対象		項目	内容
動物、生態系	猛禽類 (サシバ、ノスリを中心)	調査項目	各年の種の生息及び繁殖状況
		調査時期	工事前・工事中（専門家との相談の上、時期を決定する）
		調査地域	対象事業実施区域周辺
		調査方法	定点調査、営巣地調査
植物	ジュンサイ、サクラソウ、イヌタヌキモ	調査項目	生育状況、生育環境（活着状況）
		調査時期	移植 1 年後と 2 年後に各 1 回（ジュンサイとイヌタヌキモは移植 1 年後に生育が確認できれば終了）
		調査地域	移植地点
		調査方法	現地確認

8.3 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

準備書において予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、事業者が必要に応じて専門家の指導・助言を得て、環境保全措置の見直し、追加調査等の適切な措置を実施する。

8.4 事後調査結果の公表の方法

事後調査結果については、「岩手県環境影響評価条例」に基づき事後調査報告書を作成し、県及び関係市町村へ報告するとともに、公告・縦覧する。

第9章 総合評価

対象事業について、環境影響要因である「工事の実施」及び「土地及び工作物の存在及び供用」について、環境要素 12 項目（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス）を選定して予測・評価を行った。

環境要素毎の調査、予測、評価及び環境保全のための措置の概要は、表 9-1 に示すとおりである。

予測の結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、景観、廃棄物等、温室効果ガスの 9 項目については、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

動物、植物、生態系の 3 項目については、環境への影響が予測されるため環境保全措置を講じることとしており、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避・低減し、又は必要に応じ損なわれる環境の価値を代償しているものと評価する。

以上のことから、対象事業の実施による環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

表 9-1 (1) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																				
1. 大気質	<p>1. 大気質 対象事業実施区域の周辺で実施した一般環境大気質、工事中及び供用後に車両が走行する国道284号沿道で実施した道路沿道大気質の現地調査結果は、下表のとおりであり全ての項目で環境基準等を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">大気質の現地調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="2">調査結果</th> <th rowspan="2">環境基準等</th> </tr> <tr> <th>一般環境大気質</th> <th>道路沿道大気質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素(ppm)</td> <td>0.003</td> <td>0.002~0.003</td> <td>0.04~0.06以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>0.011~0.015</td> <td>0.010~0.011</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>粉じん(t/km²/月)</td> <td>2.08</td> <td>1.04~1.42</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄(ppm)</td> <td>0.001</td> <td>—</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td> <td>0.0058~0.0106</td> <td>—</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(ppm)</td> <td>0.0007未満</td> <td>—</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀(ng-Hg /m³)</td> <td>4未満</td> <td>—</td> <td>40以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 地上気象 対象事業実施区域内で実施した地上気象の観測結果は、下表とおりである。</p> <p style="text-align: center;">気象の現地調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>観測結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間平均気温(°C)</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>年間平均湿度(%)</td> <td>82.3</td> </tr> <tr> <td>年間平均風速(m/s)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>年間最多風向</td> <td>WSW</td> </tr> <tr> <td>年間積算日射量(kW/m²)</td> <td>1,136.2</td> </tr> <tr> <td>年間積算放射収支量(kW/m²)</td> <td>448.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 上層気象 対象事業実施区域内で実施した上層気象の観測結果は、風向は、高度50 m~200 m、高度550 m、高度650 m、高度750 m~1500 mでは西から北北西の風が、高度250 m~500 m、高度600 m、高度700 mでは南から南南西の風が多く観測された。 風速は、昼夜共に高度50 m~1500 mにかけて高度と共に風速が大きくなる傾向が見られた。 気温の鉛直分布は、3時~6時の高度50 m~300 m、7時30分の高度100 m~250 m、18時の高度1.5 m~100 m、21時の高度50 m~150 m、24時の高度50 m~200 mの範囲で気温の逆転が見られた。</p> <p>4. 運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 工事中及び供用後に車両が走行する一般国道 284 号の沿道には、住居、事業所が点在するとともに、弥栄小学校が立地している。 24時間自動車交通量は、平日が9,484台~10,066台、休日が7,732台~8,123台であり、大型車混入率は、平日が6.8%、休日が3.5%~3.9%であった。 ピーク時間交通量は、平日は通勤時間帯の7時~8時、休日は15時~16時であった。平均車速は、平日・休日で大きな差はなく、53km/h~56km/hであった。</p>	調査項目	調査結果		環境基準等	一般環境大気質	道路沿道大気質	二酸化窒素(ppm)	0.003	0.002~0.003	0.04~0.06以下	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.011~0.015	0.010~0.011	0.1以下	粉じん(t/km ² /月)	2.08	1.04~1.42	10以下	二酸化硫黄(ppm)	0.001	—	0.04以下	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.0058~0.0106	—	0.6以下	塩化水素(ppm)	0.0007未満	—	0.02以下	水銀(ng-Hg /m ³)	4未満	—	40以下	観測項目	観測結果	年間平均気温(°C)	12.1	年間平均湿度(%)	82.3	年間平均風速(m/s)	0.5	年間最多風向	WSW	年間積算日射量(kW/m ²)	1,136.2	年間積算放射収支量(kW/m ²)	448.8	<p>1. 建設機械の稼働に伴う粉じん等 建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う粉じん等の予測結果 単位：t/km²/月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界①(南西側)</td> <td>4.0~6.3</td> <td rowspan="4">10以下</td> </tr> <tr> <td>敷地境界②(西側)</td> <td>3.8~4.8</td> </tr> <tr> <td>敷地境界③(北側)</td> <td>3.8~4.3</td> </tr> <tr> <td>敷地境界④(東側)</td> <td>4.4~4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">資材・機械の運搬車両の運行に伴う粉じん等の予測結果 単位：t/km²/月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>0.4~2.3</td> <td rowspan="2">10以下</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>0.1~0.4</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果	基準又は目標	敷地境界①(南西側)	4.0~6.3	10以下	敷地境界②(西側)	3.8~4.8	敷地境界③(北側)	3.8~4.3	敷地境界④(東側)	4.4~4.9	予測地点	予測結果	基準又は目標	No. 1	0.4~2.3	10以下	No. 2	0.1~0.4	<p>1. 建設機械の稼働に伴う粉じん等 下記の環境配慮事項を実施する。 ①工事工程を調整し、粉じん等が発生する工種の同時施工範囲を限定する。 ②強風時は粉じん等が発生する工種の施工を避ける。</p> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等 下記の環境配慮事項を実施する。 ①造成工事に伴う購入土の搬入車両台数は、国土交通省が公表している「令和5年度作業日当り標準作業量」を基に設定しているが、施工期間を長くすること等により1日当たりの搬入車両台数を少なくする等の工事計画を検討する。 ②購入土の搬入車両以外の工事用車両は、運行経路を分散し発生交通量が集中しない運行計画とする。 ③工事用車両のタイヤ洗浄を実施する。 ④工事用車両の出入り口付近を敷鉄板で養生するなど、タイヤに付着した土砂が公道路面に運び出されるのを防止する。</p>	<p>1. 建設機械の稼働に伴う粉じん等 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p> <p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
調査項目	調査結果		環境基準等																																																																						
	一般環境大気質	道路沿道大気質																																																																							
二酸化窒素(ppm)	0.003	0.002~0.003	0.04~0.06以下																																																																						
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.011~0.015	0.010~0.011	0.1以下																																																																						
粉じん(t/km ² /月)	2.08	1.04~1.42	10以下																																																																						
二酸化硫黄(ppm)	0.001	—	0.04以下																																																																						
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.0058~0.0106	—	0.6以下																																																																						
塩化水素(ppm)	0.0007未満	—	0.02以下																																																																						
水銀(ng-Hg /m ³)	4未満	—	40以下																																																																						
観測項目	観測結果																																																																								
年間平均気温(°C)	12.1																																																																								
年間平均湿度(%)	82.3																																																																								
年間平均風速(m/s)	0.5																																																																								
年間最多風向	WSW																																																																								
年間積算日射量(kW/m ²)	1,136.2																																																																								
年間積算放射収支量(kW/m ²)	448.8																																																																								
予測地点	予測結果	基準又は目標																																																																							
敷地境界①(南西側)	4.0~6.3	10以下																																																																							
敷地境界②(西側)	3.8~4.8																																																																								
敷地境界③(北側)	3.8~4.3																																																																								
敷地境界④(東側)	4.4~4.9																																																																								
予測地点	予測結果	基準又は目標																																																																							
No. 1	0.4~2.3	10以下																																																																							
No. 2	0.1~0.4																																																																								

表 9-1 (2) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																																																																																			
1. 大気質		<p>3. 施設の稼働に伴う二酸化窒素等 施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果は下表のとおりであり、いずれの項目も長期平均濃度、短期平均濃度は基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果（長期平均濃度）</p> <table border="1" data-bbox="1038 378 1855 808"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>No. 1弥栄小学校</th> <th>No. 2弥栄市民センター平沢分館</th> <th>No. 3弥栄市民センター</th> <th>最大着地濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00234</td> <td>0.00232</td> <td>0.00228</td> <td>0.00243</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.00816</td> <td>0.00800</td> <td>0.00784</td> <td>0.00917</td> <td>0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.03208</td> <td>0.03208</td> <td>0.03204</td> <td>0.03222</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.00804</td> <td>0.00796</td> <td>0.00790</td> <td>0.00840</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00082</td> <td>0.00078</td> <td>0.00075</td> <td>0.00095</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (µg-Hg/m³)</td> <td>0.00048</td> <td>0.00046</td> <td>0.00042</td> <td>0.00058</td> <td>0.04以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果(短期平均濃度：一般気象条件時)</p> <table border="1" data-bbox="1038 871 1855 1081"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>No. 1弥栄小学校</th> <th>No. 2弥栄市民センター平沢分館</th> <th>No. 3弥栄市民センター</th> <th>最大着地濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00208</td> <td>0.00198</td> <td>0.00170</td> <td>0.00244</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.00550</td> <td>0.00520</td> <td>0.00430</td> <td>0.00670</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.01298</td> <td>0.01292</td> <td>0.01274</td> <td>0.01322</td> <td>0.2以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00216</td> <td>0.00200</td> <td>0.00154</td> <td>0.00276</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果(短期平均濃度：上層逆転層出現時)</p> <table border="1" data-bbox="1038 1155 1855 1365"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>No. 1弥栄小学校</th> <th>No. 2弥栄市民センター平沢分館</th> <th>No. 3弥栄市民センター</th> <th>最大着地濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00337</td> <td>0.00298</td> <td>0.00204</td> <td>0.00629</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.00982</td> <td>0.00854</td> <td>0.00541</td> <td>0.01618</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.01384</td> <td>0.01359</td> <td>0.01296</td> <td>0.01579</td> <td>0.2以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00431</td> <td>0.00367</td> <td>0.00211</td> <td>0.00918</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果(短期平均濃度：逆転層崩壊時)</p> <table border="1" data-bbox="1038 1438 1855 1596"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>最大着地濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.01102</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.02294</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.01894</td> <td>0.2以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.01706</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う二酸化窒素等の予測結果(短期平均濃度：ダウンウォッシュ時)</p> <table border="1" data-bbox="1038 1669 1855 1879"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>No. 1弥栄小学校</th> <th>No. 2弥栄市民センター平沢分館</th> <th>No. 3弥栄市民センター</th> <th>最大着地濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00134</td> <td>0.00134</td> <td>0.00132</td> <td>0.00140</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.00302</td> <td>0.00302</td> <td>0.00292</td> <td>0.00322</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.01250</td> <td>0.01250</td> <td>0.01248</td> <td>0.01252</td> <td>0.2以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.00094</td> <td>0.00094</td> <td>0.00088</td> <td>0.00102</td> <td>0.02以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.00234	0.00232	0.00228	0.00243	0.04以下	二酸化窒素 (ppm)	0.00816	0.00800	0.00784	0.00917	0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.03208	0.03208	0.03204	0.03222	0.1以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00804	0.00796	0.00790	0.00840	0.6以下	塩化水素 (ppm)	0.00082	0.00078	0.00075	0.00095	0.02以下	水銀 (µg-Hg/m ³)	0.00048	0.00046	0.00042	0.00058	0.04以下	予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.00208	0.00198	0.00170	0.00244	0.1以下	二酸化窒素 (ppm)	0.00550	0.00520	0.00430	0.00670	0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01298	0.01292	0.01274	0.01322	0.2以下	塩化水素 (ppm)	0.00216	0.00200	0.00154	0.00276	0.02以下	予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.00337	0.00298	0.00204	0.00629	0.1以下	二酸化窒素 (ppm)	0.00982	0.00854	0.00541	0.01618	0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01384	0.01359	0.01296	0.01579	0.2以下	塩化水素 (ppm)	0.00431	0.00367	0.00211	0.00918	0.02以下	予測項目	最大着地濃度地点	基準又は目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.01102	0.1以下	二酸化窒素 (ppm)	0.02294	0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01894	0.2以下	塩化水素 (ppm)	0.01706	0.02以下	予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標	二酸化硫黄 (ppm)	0.00134	0.00134	0.00132	0.00140	0.1以下	二酸化窒素 (ppm)	0.00302	0.00302	0.00292	0.00322	0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01250	0.01250	0.01248	0.01252	0.2以下	塩化水素 (ppm)	0.00094	0.00094	0.00088	0.00102	0.02以下	<p>3. 施設の稼働に伴う二酸化窒素等 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①施設の稼働に際しては、ろ過式集じん機の設置、消石灰の吹き込み、適切な温度で燃焼させる燃焼管理等により、排ガス濃度を法令に基づく規制基準と同程度あるいは基準よりも減じる計画とし、排出濃度を自主基準値として設定する。具体的には、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物(二酸化硫黄) 法規制値：5,000ppm程度以下 自主基準値：30ppm以下 ・窒素酸化物(二酸化窒素) 法規制値：250ppm以下 自主基準値：100ppm以下 ・ばいじん(浮遊粒子状物質) 法規制値：0.08g/m³以下 自主基準値：0.02g/m³以下 ・ダイオキシン類 法規制値：1ng-TEQ/m³以下 自主基準値：0.1 ng-TEQ/m³以下 ・塩化水素 法規制値：430ppm以下 自主基準値：50ppm以下 ・水銀 法規制値：30µg/m³以下 自主基準値：30µg/m³以下 <p>②二酸化窒素等を希釈するため、景観への影響の低減を図りながら可能な限り高い煙突高(59m：航空法による規制を受けない高さ)とする。</p>	<p>3. 施設の稼働に伴う二酸化窒素等 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標																																																																																																																																																			
二酸化硫黄 (ppm)	0.00234	0.00232	0.00228	0.00243	0.04以下																																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.00816	0.00800	0.00784	0.00917	0.04~0.06のゾーン内またはそれ以下																																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.03208	0.03208	0.03204	0.03222	0.1以下																																																																																																																																																			
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00804	0.00796	0.00790	0.00840	0.6以下																																																																																																																																																			
塩化水素 (ppm)	0.00082	0.00078	0.00075	0.00095	0.02以下																																																																																																																																																			
水銀 (µg-Hg/m ³)	0.00048	0.00046	0.00042	0.00058	0.04以下																																																																																																																																																			
予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標																																																																																																																																																			
二酸化硫黄 (ppm)	0.00208	0.00198	0.00170	0.00244	0.1以下																																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.00550	0.00520	0.00430	0.00670	0.1以下																																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01298	0.01292	0.01274	0.01322	0.2以下																																																																																																																																																			
塩化水素 (ppm)	0.00216	0.00200	0.00154	0.00276	0.02以下																																																																																																																																																			
予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標																																																																																																																																																			
二酸化硫黄 (ppm)	0.00337	0.00298	0.00204	0.00629	0.1以下																																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.00982	0.00854	0.00541	0.01618	0.1以下																																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01384	0.01359	0.01296	0.01579	0.2以下																																																																																																																																																			
塩化水素 (ppm)	0.00431	0.00367	0.00211	0.00918	0.02以下																																																																																																																																																			
予測項目	最大着地濃度地点	基準又は目標																																																																																																																																																						
二酸化硫黄 (ppm)	0.01102	0.1以下																																																																																																																																																						
二酸化窒素 (ppm)	0.02294	0.1以下																																																																																																																																																						
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01894	0.2以下																																																																																																																																																						
塩化水素 (ppm)	0.01706	0.02以下																																																																																																																																																						
予測項目	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地濃度地点	基準又は目標																																																																																																																																																			
二酸化硫黄 (ppm)	0.00134	0.00134	0.00132	0.00140	0.1以下																																																																																																																																																			
二酸化窒素 (ppm)	0.00302	0.00302	0.00292	0.00322	0.1以下																																																																																																																																																			
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01250	0.01250	0.01248	0.01252	0.2以下																																																																																																																																																			
塩化水素 (ppm)	0.00094	0.00094	0.00088	0.00102	0.02以下																																																																																																																																																			

表 9-1 (3) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																															
1. 大気質		<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による二酸化窒素等の影響 廃棄物の運搬その他の車両の運行による二酸化窒素等の予測結果は下表のとおりであり、いずれの項目も基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物の運搬車両の運行による二酸化窒素等の予測結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>No. 1</th> <th>No. 2</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01119 ～0.01120</td> <td>0.01264 ～0.01267</td> <td>0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.02851</td> <td>0.03059</td> <td>0.10 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測結果は、二酸化窒素は年平均値を年間98%値、浮遊粒子状物質は年間2%除外値に変換した濃度である。</p>	予測項目	No. 1	No. 2	基準又は目標	二酸化窒素 (ppm)	0.01119 ～0.01120	0.01264 ～0.01267	0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.02851	0.03059	0.10 以下	<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による二酸化窒素等の影響 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>① 廃棄物運搬車両の運行に際しては、交通法規の遵守のほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運の回避及びアイドリングストップを徹底する。</p> <p>② 廃棄物運搬車両は整備、点検を徹底する。</p> <p>③ 当組合が収集運搬業務を委託するごみ収集車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。</p>	<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による二酸化窒素等の影響 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。																																			
予測項目	No. 1	No. 2	基準又は目標																																																	
二酸化窒素 (ppm)	0.01119 ～0.01120	0.01264 ～0.01267	0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下																																																	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.02851	0.03059	0.10 以下																																																	
2. 騒音	<p>1. 環境騒音 対象事業実施区域の周辺で実施した環境騒音の現地調査結果は下表のとおりであり、調査地点には、環境基準の類型区分は指定されていないが、A類型及びB類型の基準と比較すると、No. 1及びNo. 2地点の夜間で基準を上回っていた。 なお、C類型の基準値は、全ての地点で下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">環境騒音調査結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査時期</th> <th colspan="2">等価騒音レベル L_{Aeq}</th> <th colspan="2">環境基準^{*2}</th> </tr> <tr> <th>昼間^{*1}</th> <th>夜間^{*1}</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>平日</td> <td>50</td> <td>49</td> <td rowspan="6">55 以下 (60 以下)</td> <td rowspan="6">45 以下 (50 以下)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>48</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>平日</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>46</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 3</td> <td>平日</td> <td>39</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>38</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1. 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00 *2. 調査地点は、環境基準の類型区分は指定されていないが、A類型及びB類型の基準値、()内の数値としてC類型の基準値を掲載した。</p>	調査地点	調査時期	等価騒音レベル L_{Aeq}		環境基準 ^{*2}		昼間 ^{*1}	夜間 ^{*1}	昼間	夜間	No. 1	平日	50	49	55 以下 (60 以下)	45 以下 (50 以下)	休日	48	46	No. 2	平日	47	47	休日	46	48	No. 3	平日	39	38	休日	38	37	<p>1. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標の以下と予測する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>予測結果*</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域敷地境界</td> <td>時間率騒音レベル (L_{A5})</td> <td>71</td> <td>85dB 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 1 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 2)</td> <td rowspan="2">等価騒音レベル (L_{Aeq})</td> <td>60</td> <td rowspan="2">60dB 以下 (昼間)</td> </tr> <tr> <td>No. 2 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 3)</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	予測結果*	基準又は目標	対象事業実施区域敷地境界	時間率騒音レベル (L_{A5})	71	85dB 以下	No. 1 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 2)	等価騒音レベル (L_{Aeq})	60	60dB 以下 (昼間)	No. 2 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 3)	54	<p>1. 建設機械の稼働に伴う騒音 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>① 工事工程を調整し騒音に関わる環境影響が大きくなると想定される工種の同時施工を避ける。</p> <p>② 低騒音型建設機械の使用に努める。</p>	<p>1. 建設機械の稼働に伴う騒音 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標の以下であり、基準又は目標との整合は図られている。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。
調査地点	調査時期			等価騒音レベル L_{Aeq}		環境基準 ^{*2}																																														
		昼間 ^{*1}	夜間 ^{*1}	昼間	夜間																																															
No. 1	平日	50	49	55 以下 (60 以下)	45 以下 (50 以下)																																															
	休日	48	46																																																	
No. 2	平日	47	47																																																	
	休日	46	48																																																	
No. 3	平日	39	38																																																	
	休日	38	37																																																	
予測地点	項目	予測結果*	基準又は目標																																																	
対象事業実施区域敷地境界	時間率騒音レベル (L_{A5})	71	85dB 以下																																																	
No. 1 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 2)	等価騒音レベル (L_{Aeq})	60	60dB 以下 (昼間)																																																	
No. 2 (近隣住宅地付近) (環境騒音調査地点 No. 3)		54																																																		
		<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の予測結果は、下表のとおりである。 工事用車両の運行による等価騒音レベルは、65～71dB、等価騒音レベルの増加 (ΔL) は0.4dB～1.1dBである。 なお、No. 2地点の背後となる弥栄小学校の校舎前面における等価騒音レベルの増加 (ΔL) は0.4dB未満であり、影響は小さいと予測する。</p> <p style="text-align: center;">資材・機械の運搬車両の運行に伴う騒音の予測結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>ΔL (A)</th> <th>バックグラウンド騒音 (B)</th> <th>予測値 (A+B)</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td rowspan="3">等価騒音レベル (L_{Aeq})</td> <td>0.4</td> <td>70 (70.4)</td> <td>71 (70.8)</td> <td rowspan="2">70 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>0.4</td> <td>68 (67.9)</td> <td>68 (68.3)</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>1.1</td> <td>63 (63.4)</td> <td>65 (64.5)</td> <td>65 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド騒音 (B)	予測値 (A+B)	基準又は目標	No. 1	等価騒音レベル (L_{Aeq})	0.4	70 (70.4)	71 (70.8)	70 以下	No. 2	0.4	68 (67.9)	68 (68.3)	No. 3	1.1	63 (63.4)	65 (64.5)	65 以下	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>① 造成工事に伴う購入土の搬入車両台数は、国土交通省が公表している「令和5年度作業日当り標準作業量」を基に設定しているが、施工期間を長くすること等により1日当たりの搬入車両台数を少なくする等の工事計画を検討する。</p> <p>② 購入土の搬入車両以外の工事用車両は、運行経路を分散し、発生交通量が集中しない運行計画とする。</p> <p>③ 工事用車両は、周辺道路で待機(路上駐車)することがないよう、工事区域に速やかに入場させる。</p> <p>④ 規制速度等の交通法規を遵守するとともに、不要な空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守・指導を徹底する。</p>	<p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 No. 1は基準を上回っているが、工事用車両による増加レベルは0.4dBと小さいため、影響は小さいと考えられる。その他の地点は基準又は目標との整合は図られている。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。																										
予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド騒音 (B)	予測値 (A+B)	基準又は目標																																															
No. 1	等価騒音レベル (L_{Aeq})	0.4	70 (70.4)	71 (70.8)	70 以下																																															
No. 2		0.4	68 (67.9)	68 (68.3)																																																
No. 3		1.1	63 (63.4)	65 (64.5)	65 以下																																															

表 9-1 (4) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																																																																																
2. 騒音	<p>2. 道路交通騒音</p> <p>工事中及び供用後に車両が走行する国道284号沿道等で実施した道路交通騒音の現地調査結果は下表のとおりである。調査地点には、環境基準の類型区分は指定されていないが、B地域(2車線以上の道路に面する地域)及びC地域(車線を有する道路に面する地域)基準と比較すると、No. 4及びNo. 5地点の昼間、No. 4地点の夜間で基準を上回っていた。</p> <p>なお、全地点ともに幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値以下であった。</p> <p style="text-align: center;">道路交通騒音調査結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査時期</th> <th colspan="2">等価騒音レベル L_{Aeq}</th> <th colspan="2">環境基準²⁾</th> </tr> <tr> <th>昼間¹⁾</th> <th>夜間¹⁾</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 4</td> <td>平日</td> <td>70</td> <td>61</td> <td rowspan="6">65 以下 (70 以下)</td> <td rowspan="6">60 以下 (65 以下)</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>70</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 5</td> <td>平日</td> <td>68</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>67</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 6</td> <td>平日</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>62</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 7</td> <td>平日</td> <td>60</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>60</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1. 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～6:00 *2. 調査地点は、環境基準の類型区分は指定されていないが、B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準、()内の数値として幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値を掲載した。</p> <p>3. 低周波音</p> <p>対象事業実施区域の周辺で実施した低周波音の現地調査結果は下表のとおりであり、低周波音については、法令に基づく基準値は設定されていないが、L_{50}及びL_{95}の調査結果はいずれも参考値を下回っていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査時期</th> <th colspan="3">1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L_{50})</th> <th colspan="3">1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L_{95})</th> </tr> <tr> <th>昼間¹⁾</th> <th>夜間¹⁾</th> <th>全日</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>平日</td> <td>56.1</td> <td>48.8</td> <td>53.7</td> <td>63.8</td> <td>56.1</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>54.2</td> <td>43.0</td> <td>50.5</td> <td>61.1</td> <td>53.4</td> <td>58.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>平日</td> <td>54.4</td> <td>58.1</td> <td>55.6</td> <td>56.8</td> <td>58.1</td> <td>57.2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>50.1</td> <td>41.3</td> <td>47.2</td> <td>53.2</td> <td>48.0</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 3</td> <td>平日</td> <td>54.8</td> <td>57.3</td> <td>55.6</td> <td>56.0</td> <td>56.6</td> <td>56.2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>53.2</td> <td>42.1</td> <td>49.5</td> <td>53.1</td> <td>47.3</td> <td>51.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">参考値¹⁾</td> <td colspan="3">90²⁾</td> <td colspan="3">100³⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1. 低周波空気振動については、国又は関係する地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって示された基準又は目標はない。 *2. 50%時間率音圧レベルL_{50}の参考値(90dB以下)は、環境庁の一般環境中の低周波空気振動の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果に基づく「一般環境中に存在する低周波音圧レベル」である。 *3. G特性5%時間率音圧レベルL_{95}の参考値(100dB以下)は、ISO7196に規定されたG特性低周波音圧レベルであり、ISO 7196では、1～20Hzの周波数範囲において、平均的な被験者が知覚できる低周波音をG特性加重音圧レベルで概ね100dBとしている。</p>	調査地点	調査時期	等価騒音レベル L_{Aeq}		環境基準 ²⁾		昼間 ¹⁾	夜間 ¹⁾	昼間	夜間	No. 4	平日	70	61	65 以下 (70 以下)	60 以下 (65 以下)	休日	70	62	No. 5	平日	68	59	休日	67	59	No. 6	平日	63	58	休日	62	54	No. 7	平日	60	52	休日	60	51	調査地点	調査時期	1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L_{50})			1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L_{95})			昼間 ¹⁾	夜間 ¹⁾	全日	昼間	夜間	全日	No. 1	平日	56.1	48.8	53.7	63.8	56.1	61.2	休日	54.2	43.0	50.5	61.1	53.4	58.5	No. 2	平日	54.4	58.1	55.6	56.8	58.1	57.2	休日	50.1	41.3	47.2	53.2	48.0	51.5	No. 3	平日	54.8	57.3	55.6	56.0	56.6	56.2	休日	53.2	42.1	49.5	53.1	47.3	51.2	参考値 ¹⁾		90 ²⁾			100 ³⁾			<p>3. 施設の稼働による騒音</p> <p>施設の稼働による騒音の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働による騒音の予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測地点</th> <th>項目</th> <th>予測値</th> <th colspan="2">基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象事業実施区域敷地境界</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">時間率騒音レベル(L_{A5})</td> <td>47</td> <td>朝(6:00～8:00)</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>昼間(8:00～18:00)</td> <td>65 以下</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>夕(18:00～22:00)</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>夜間(22:00～翌6:00)</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">近隣住宅地点</td> <td rowspan="2">No. 1</td> <td rowspan="4">等価騒音レベル(L_{Aeq})</td> <td>48</td> <td>昼間(6:00～22:00)</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>夜間(22:00～翌6:00)</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>40</td> <td>昼間(6:00～22:00)</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>夜間(22:00～翌6:00)</td> <td>50 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施設の稼働による騒音(低周波音)</p> <p>計画施設と類似施設である一関清掃センター及び大東清掃センターで実施した低周波音の測定結果は、焼却施設からの低周波音はL_{50}が70.1dB～79.4dB、L_{95}が73.3dB～82.7dB、リサイクル施設からの低周波音はL_{50}が67.4dB、L_{95}が71.4dBであり、いずれの地点でも参考値を下回っていた。</p> <p>本事業では、低周波音の発生抑制を図るため、以下の措置を講ずる計画であり、類似施設で実施した低周波音の測定地点は、施設建屋の壁面から2.5m～23mであるが、予測地点である近隣住宅地までは100m以上の距離があることから、参考値を下回るものと予測する。</p> <p>①設置する機器は、低騒音、低振動型の機器を選定し、低周波音の発生を抑制する。 ②設備機器の整備、点検を徹底する。 ③設備機器の防振対策を実施する。</p>	予測地点		項目	予測値	基準又は目標		対象事業実施区域敷地境界		時間率騒音レベル(L_{A5})	47	朝(6:00～8:00)	60 以下	48	昼間(8:00～18:00)	65 以下	47	夕(18:00～22:00)	60 以下	47	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下	近隣住宅地点	No. 1	等価騒音レベル(L_{Aeq})	48	昼間(6:00～22:00)	60 以下	48	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下	No. 2	40	昼間(6:00～22:00)	60 以下	39	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下	<p>3. 施設の稼働による騒音</p> <p>下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①可能な限り低騒音型の機器を選定する。 ②騒音の大きい機器は室内に収納し、防音対策を講じる。 ③工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより、騒音の外部への伝搬を防ぐ。</p> <p>3. 施設の稼働による騒音(低周波音)</p> <p>下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、専用室内に設置する。 ②タービン発電機、空気圧縮機等の低周波音が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。 ③設置する機器は、低騒音、低振動型の機器を選定する。 ④定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常が確認された機器類は速やかに修理・交換し、機器の異常による低周波音の発生を未然に防止する。</p>	<p>3. 施設の稼働による騒音</p> <p>1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。
調査地点	調査時期			等価騒音レベル L_{Aeq}		環境基準 ²⁾																																																																																																																																															
		昼間 ¹⁾	夜間 ¹⁾	昼間	夜間																																																																																																																																																
No. 4	平日	70	61	65 以下 (70 以下)	60 以下 (65 以下)																																																																																																																																																
	休日	70	62																																																																																																																																																		
No. 5	平日	68	59																																																																																																																																																		
	休日	67	59																																																																																																																																																		
No. 6	平日	63	58																																																																																																																																																		
	休日	62	54																																																																																																																																																		
No. 7	平日	60	52																																																																																																																																																		
	休日	60	51																																																																																																																																																		
調査地点	調査時期	1～80Hzの50%時間率音圧レベル(L_{50})			1～20HzのG特性5%時間率音圧レベル(L_{95})																																																																																																																																																
		昼間 ¹⁾	夜間 ¹⁾	全日	昼間	夜間	全日																																																																																																																																														
No. 1	平日	56.1	48.8	53.7	63.8	56.1	61.2																																																																																																																																														
	休日	54.2	43.0	50.5	61.1	53.4	58.5																																																																																																																																														
No. 2	平日	54.4	58.1	55.6	56.8	58.1	57.2																																																																																																																																														
	休日	50.1	41.3	47.2	53.2	48.0	51.5																																																																																																																																														
No. 3	平日	54.8	57.3	55.6	56.0	56.6	56.2																																																																																																																																														
	休日	53.2	42.1	49.5	53.1	47.3	51.2																																																																																																																																														
参考値 ¹⁾		90 ²⁾			100 ³⁾																																																																																																																																																
予測地点		項目	予測値	基準又は目標																																																																																																																																																	
対象事業実施区域敷地境界		時間率騒音レベル(L_{A5})	47	朝(6:00～8:00)	60 以下																																																																																																																																																
			48	昼間(8:00～18:00)	65 以下																																																																																																																																																
			47	夕(18:00～22:00)	60 以下																																																																																																																																																
			47	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下																																																																																																																																																
近隣住宅地点	No. 1	等価騒音レベル(L_{Aeq})	48	昼間(6:00～22:00)	60 以下																																																																																																																																																
			48	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下																																																																																																																																																
	No. 2		40	昼間(6:00～22:00)	60 以下																																																																																																																																																
			39	夜間(22:00～翌6:00)	50 以下																																																																																																																																																
		<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による騒音</p> <p>廃棄物の運搬その他の車両の運行による騒音の予測結果は、下表のとおりである。</p> <p>廃棄物運搬車両の運行による等価騒音レベルは、65～71dB、等価騒音レベルの増加は0.5dB～1.6dBである。</p> <p>なお、No. 2地点の背後となる弥栄小学校の校舎前面における等価騒音レベルの増加(ΔL)は0.6dB未満であり、影響は小さいと予測する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両の運行による騒音の予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>ΔL(A)</th> <th>バックグラウンド騒音(B)</th> <th>予測値(A+B)</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td rowspan="3">等価騒音レベル(L_{Aeq})</td> <td>0.5</td> <td>70 (70.4)</td> <td>71 (70.9)</td> <td>現況を悪化させないこと</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>0.6</td> <td>68 (67.9)</td> <td>69 (68.5)</td> <td>70 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>1.6</td> <td>63 (63.4)</td> <td>65 (65.0)</td> <td>65 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド騒音(B)	予測値(A+B)	基準又は目標	No. 1	等価騒音レベル(L_{Aeq})	0.5	70 (70.4)	71 (70.9)	現況を悪化させないこと	No. 2	0.6	68 (67.9)	69 (68.5)	70 以下	No. 3	1.6	63 (63.4)	65 (65.0)	65 以下	<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による騒音</p> <p>下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①廃棄物運搬車両の運行に際しては、交通法規の遵守のほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。 ②廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。 ③当組合が収集運搬業務を委託するごみ収集車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。</p>	<p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による騒音</p> <p>1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は、No. 1の廃棄物運搬車両等による騒音増加レベルは0.5dBと小さく現況を悪化させることはなく、その他の地点も基準又は目標との整合は図られている。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。																																																																																																																										
予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド騒音(B)	予測値(A+B)	基準又は目標																																																																																																																																																
No. 1	等価騒音レベル(L_{Aeq})	0.5	70 (70.4)	71 (70.9)	現況を悪化させないこと																																																																																																																																																
No. 2		0.6	68 (67.9)	69 (68.5)	70 以下																																																																																																																																																
No. 3		1.6	63 (63.4)	65 (65.0)	65 以下																																																																																																																																																

表 9-1 (5) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																					
2. 騒音	<p>4. 地表面の状況 環境騒音を測定した対象事業実施区域内 (No. 1) は資材置き場として使用されており、民家に近接している2地点 (No. 2、No. 3) は市道脇の空き地である。</p> <p>5. 運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 工事中及び供用後の車両が走行する一般国道 284 号の沿道 (No. 4 地点) は、南北に住居、事業所が点在しており、主要地方道弥栄金成線の沿道 (No. 6 地点) には、東西に民家が立地している。 なお、一般国道 284 号の No. 5 地点の沿道状況は、大気質に示したとおりである。 また、主要地方道弥栄金成線の 24 時間自動車交通量は、平日が 2,387 台、休日が 1,963 台であり、大型混入率は平日が 16.3%、休日が 7.9%であった。平均車速は、平日・休日で大きな差はなく、56km/h~57km/h であった。 なお、一般国道 284 号 (No. 4、No. 5 地点) の交通量は、大気質に示したとおりである。</p>																																																																									
3. 振動	<p>1. 環境振動 対象事業実施区域の周辺で実施した環境振動の現地調査結果は下表のとおりであり、いずれの地点、時間帯も定量下限値の25dB未満であり、工場・事業場に係る規制基準を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">環境振動調査結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査地点</th> <th rowspan="3">調査時期</th> <th colspan="2">時間率振動レベル(L₁₀)*1</th> <th colspan="2">工場・事業場に 係る規制基準*3</th> </tr> <tr> <th>昼間*2</th> <th>夜間*2</th> <th rowspan="2">昼間*2</th> <th rowspan="2">夜間*2</th> </tr> <tr> <th>L₁₀</th> <th>L₁₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>平日</td> <td><25</td> <td><25</td> <td rowspan="6">65</td> <td rowspan="6">60</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>平日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 3</td> <td>平日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1. <25 は、定量下限値 (測定機器で測定可能な最小値) 未満であることを示す。 *2. 昼間：7:00~20:00、夜間：20:00~7:00 *3. 調査地点は、振動規制法に基づく地域指定ではないが、第2種区域の規制基準 (L₁₀) を掲載した。</p>	調査地点	調査時期	時間率振動レベル(L ₁₀)*1		工場・事業場に 係る規制基準*3		昼間*2	夜間*2	昼間*2	夜間*2	L ₁₀	L ₁₀	No. 1	平日	<25	<25	65	60	休日	<25	<25	No. 2	平日	<25	<25	休日	<25	<25	No. 3	平日	<25	<25	休日	<25	<25	<p>1. 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>予測結果*</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域敷地境界</td> <td></td> <td>46</td> <td>75dB 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 1 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 2)</td> <td rowspan="3">時間率振動 レベル(L₁₀)</td> <td>38</td> <td rowspan="3">55dB 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 2 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 3)</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の予測結果は、下表のとおりである。 工事用車両の運行による振動レベルは、25~38dB、振動レベルの増加(ΔL)は0.7dB~1.7dBである。</p> <p style="text-align: center;">資材・機械の運搬車両の運行に伴う振動の予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>ΔL (A)</th> <th>バックグラウンド 振動(B)</th> <th>予測値 (A+B)</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td rowspan="3">時間率振動 レベル(L₁₀)</td> <td>0.7</td> <td>38 (37.7)</td> <td>38 (38.4)</td> <td rowspan="3">70 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>1.0</td> <td>25 (14.1)</td> <td>25 (15.1)</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>1.7</td> <td>32 (32.2)</td> <td>34 (33.9)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	予測結果*	基準又は目標	対象事業実施区域敷地境界		46	75dB 以下	No. 1 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 2)	時間率振動 レベル(L ₁₀)	38	55dB 以下	No. 2 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 3)	33	予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド 振動(B)	予測値 (A+B)	基準又は目標	No. 1	時間率振動 レベル(L ₁₀)	0.7	38 (37.7)	38 (38.4)	70 以下	No. 2	1.0	25 (14.1)	25 (15.1)	No. 3	1.7	32 (32.2)	34 (33.9)	<p>1. 建設機械の稼働に伴う振動 下記の環境配慮事項を実施する。 ① 工事工程を調整し振動に関わる環境影響が大きくなると想定される工種の同時施工を避ける。 ② 低振動型建設機械の使用に努める。</p> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動 下記の環境配慮事項を実施する。 ① 造成工事に伴う購入土の搬入車両台数は、国土交通省が公表している「令和5年度作業日当り標準作業量」を基に設定しているが、施工期間を長くすること等により1日当たりの搬入車両台数を少なくする等の工事計画を検討する。 ② 購入土の搬入車両以外の工事用車両は、運行経路を分散し、発生交通量が集中しない運行計画とする。 ③ 工事用車両は、周辺道路で待機(路上駐車)することがないよう、工事区域に速やかに入場させる。 ④ 規制速度等の交通法規を遵守するとともに、不要な空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守・指導を徹底する。</p>	<p>1. 建設機械の稼働に伴う振動 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p> <p>2. 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p> <p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
調査地点	調査時期			時間率振動レベル(L ₁₀)*1		工場・事業場に 係る規制基準*3																																																																				
				昼間*2	夜間*2	昼間*2	夜間*2																																																																			
		L ₁₀	L ₁₀																																																																							
No. 1	平日	<25	<25	65	60																																																																					
	休日	<25	<25																																																																							
No. 2	平日	<25	<25																																																																							
	休日	<25	<25																																																																							
No. 3	平日	<25	<25																																																																							
	休日	<25	<25																																																																							
予測地点	項目	予測結果*	基準又は目標																																																																							
対象事業実施区域敷地境界		46	75dB 以下																																																																							
No. 1 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 2)	時間率振動 レベル(L ₁₀)	38	55dB 以下																																																																							
No. 2 (近隣住宅地付近) (環境振動調査地点 No. 3)		33																																																																								
予測地点		項目		ΔL (A)	バックグラウンド 振動(B)	予測値 (A+B)	基準又は目標																																																																			
No. 1	時間率振動 レベル(L ₁₀)	0.7	38 (37.7)	38 (38.4)	70 以下																																																																					
No. 2		1.0	25 (14.1)	25 (15.1)																																																																						
No. 3		1.7	32 (32.2)	34 (33.9)																																																																						

表 9-1 (6) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																									
3. 振動	<p>2. 道路交通振動 工事中及び供用後に車両が走行する国道284号沿道等で実施した道路交通振動の現地調査結果は下表のとおりであり、No. 4地点の昼間が33dB～35dB、No. 6地点の昼間が28dBであったが、その他の地点、時間帯は定量下限値の25dB未満であり、道路交通振動の要請限度を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">道路交通振動調査結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査地点</th> <th rowspan="3">調査時期</th> <th colspan="2">時間率振動レベル(L₁₀)*1</th> <th colspan="2">道路交通振動の要請限度*3</th> </tr> <tr> <th>昼間*2</th> <th>夜間*2</th> <th>昼間*2</th> <th>夜間*2</th> </tr> <tr> <th>L₁₀</th> <th>L₁₀</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No. 4</td> <td>平日</td> <td>35</td> <td><25</td> <td rowspan="6">70</td> <td rowspan="6">65</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>33</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 5</td> <td>平日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 6</td> <td>平日</td> <td>28</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 7</td> <td>平日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td><25</td> <td><25</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1. <25 は、定量下限値（測定機器で測定可能な最小値）未満であることを示す。 *2. 昼間：7:00～20:00、夜間：20:00～7:00 *3. 調査地点は、振動規制法に基づく地域指定ではないが、第2種区域の規制基準（L₁₀）を掲載した。</p> <p>3. 地盤の状況 環境振動を測定した地点の地表面の状況は、騒音に示したとおりである。 道路交通振動を測定した地点の地盤卓越振動数の調査結果は、No. 4：34.8Hz、No. 5：65.1Hz、No. 6：24.5Hzであった。 「道路環境整備マニュアル」によると、地盤卓越振動数が15Hz以下の地盤を軟弱地盤としていることから、調査地点は概ね固結地盤に近い性状を示していると考えられる。</p> <p>4. 運行道路の沿道状況及び自動車交通量の状況 工事中及び供用後の車両が走行する一般国道284号及び主要地方道弥栄金成線の沿道の状況は、大気質、騒音に示したとおりである。</p>	調査地点	調査時期	時間率振動レベル(L ₁₀)*1		道路交通振動の要請限度*3		昼間*2	夜間*2	昼間*2	夜間*2	L ₁₀	L ₁₀			No. 4	平日	35	<25	70	65	休日	33	<25	No. 5	平日	<25	<25	休日	<25	<25	No. 6	平日	28	<25	休日	<25	<25	No. 7	平日	<25	<25	休日	<25	<25	<p>3. 施設の稼働による振動 施設の稼働による振動の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働による振動の予測結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>予測値</th> <th colspan="2">基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象事業実施区域敷地境界</td> <td rowspan="2">時間率振動レベル(L_{A5})</td> <td>55</td> <td>昼間(7:00～20:00)</td> <td>65 以下</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>夜間(20:00～翌7:00)</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">近隣住宅地点</td> <td rowspan="2">No. 1</td> <td>30 未満</td> <td>昼間(6:00～22:00)</td> <td rowspan="4">55</td> </tr> <tr> <td>30 未満</td> <td>夜間(22:00～翌6:00)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No. 2</td> <td>30 未満</td> <td>昼間(6:00～22:00)</td> </tr> <tr> <td>30 未満</td> <td>夜間(22:00～翌6:00)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による振動 廃棄物の運搬その他の車両の運行による振動音の予測結果は、下表のとおりであり基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">廃棄物運搬車両の運行による振動の予測結果 単位：dB</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>項目</th> <th>ΔL (A)</th> <th>バックグラウンド振動(B)</th> <th>予測値 (A+B)</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td rowspan="3">時間率振動レベル(L₁₀)</td> <td>1.1</td> <td>38 (37.7)</td> <td>39 (38.8)</td> <td rowspan="3">70 以下</td> </tr> <tr> <td>No. 2</td> <td>1.5</td> <td>25 (14.1)</td> <td>25 (15.6)</td> </tr> <tr> <td>No. 3</td> <td>2.6</td> <td>32 (32.2)</td> <td>35 (34.8)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	予測値	基準又は目標		対象事業実施区域敷地境界	時間率振動レベル(L _{A5})	55	昼間(7:00～20:00)	65 以下	55	夜間(20:00～翌7:00)	60 以下	近隣住宅地点	No. 1	30 未満	昼間(6:00～22:00)	55	30 未満	夜間(22:00～翌6:00)	No. 2	30 未満	昼間(6:00～22:00)	30 未満	夜間(22:00～翌6:00)	予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド振動(B)	予測値 (A+B)	基準又は目標	No. 1	時間率振動レベル(L ₁₀)	1.1	38 (37.7)	39 (38.8)	70 以下	No. 2	1.5	25 (14.1)	25 (15.6)	No. 3	2.6	32 (32.2)	35 (34.8)	<p>3. 施設の稼働による振動 下記の環境配慮事項を実施する。 ①振動を発生する機器は防振対策を講じる。 ②独立基礎の採用など振動が施設全体に及ばないような配慮を行う。</p> <p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による振動 下記の環境配慮事項を実施する。 ①当組合が収集運搬業務を委託するごみ収集車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両の運行台数を可能な限り抑制する。 ②廃棄物運搬車両の運行に際しては、交通法規の遵守のほか、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。 ③廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。</p>	<p>3. 施設の稼働による振動 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p> <p>4. 廃棄物の運搬その他の車両の運行による振動 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p> <p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
調査地点	調査時期			時間率振動レベル(L ₁₀)*1		道路交通振動の要請限度*3																																																																																								
				昼間*2	夜間*2	昼間*2	夜間*2																																																																																							
		L ₁₀	L ₁₀																																																																																											
No. 4	平日	35	<25	70	65																																																																																									
	休日	33	<25																																																																																											
No. 5	平日	<25	<25																																																																																											
	休日	<25	<25																																																																																											
No. 6	平日	28	<25																																																																																											
	休日	<25	<25																																																																																											
No. 7	平日	<25	<25																																																																																											
	休日	<25	<25																																																																																											
予測地点	項目	予測値	基準又は目標																																																																																											
対象事業実施区域敷地境界	時間率振動レベル(L _{A5})	55	昼間(7:00～20:00)	65 以下																																																																																										
		55	夜間(20:00～翌7:00)	60 以下																																																																																										
近隣住宅地点	No. 1	30 未満	昼間(6:00～22:00)	55																																																																																										
		30 未満	夜間(22:00～翌6:00)																																																																																											
	No. 2	30 未満	昼間(6:00～22:00)																																																																																											
		30 未満	夜間(22:00～翌6:00)																																																																																											
予測地点	項目	ΔL (A)	バックグラウンド振動(B)	予測値 (A+B)	基準又は目標																																																																																									
No. 1	時間率振動レベル(L ₁₀)	1.1	38 (37.7)	39 (38.8)	70 以下																																																																																									
No. 2		1.5	25 (14.1)	25 (15.6)																																																																																										
No. 3		2.6	32 (32.2)	35 (34.8)																																																																																										

表 9-1 (7) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																																																													
4. 悪臭	<p>1. 特定悪臭物質濃度 対象事業実施区域の敷地境界で実施した特定悪臭物質濃度の調査結果は、下表のとおりであり各項目とも参考値を下回る結果であった。</p> <p style="text-align: center;">特定悪臭物質濃度調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査項目</th> <th colspan="2">No. 1</th> <th rowspan="2">参考値* (ppm)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td><0.1</td><td><0.1</td><td>2</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td><0.0002</td><td><0.0002</td><td>0.004</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td><0.002</td><td><0.002</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td><0.001</td><td><0.001</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td><0.0009</td><td><0.0009</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td><0.005</td><td><0.005</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td><0.005</td><td><0.005</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td><0.0009</td><td><0.0009</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td><0.002</td><td><0.002</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>ノルマルパレルアルデヒド</td><td><0.0009</td><td><0.0009</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>イソパレルアルデヒド</td><td><0.0003</td><td><0.0003</td><td>0.006</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>4</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>7</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>3</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>30</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>2</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td><0.003</td><td><0.003</td><td>0.07</td></tr> <tr><td>ノルマル酪酸</td><td>0.0004</td><td>0.0002</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>0.00011</td><td><0.00009</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>イソ吉草酸</td><td><0.0001</td><td><0.0001</td><td>0.004</td></tr> </tbody> </table> <p>注)「<」は、定量下限値(分析機器で測定可能な最小値)未満であることを示す。 * 一関市は悪臭規制法の規制地域に指定されていないが、参考値として工業地域及び工業専用地域の規制基準を掲載した。</p> <p>2. 臭気指数 対象事業実施区域の敷地境界及び周辺の7地点で実施した臭気指数の調査結果は、各地点ともに10未満であった。</p>	調査項目	No. 1		参考値* (ppm)	夏季	冬季	アンモニア	<0.1	<0.1	2	メチルメルカプタン	<0.0002	<0.0002	0.004	硫化水素	<0.002	<0.002	0.06	硫化メチル	<0.001	<0.001	0.05	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	0.03	トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	0.02	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	0.1	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	0.1	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.003	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.07	ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.02	イソパレルアルデヒド	<0.0003	<0.0003	0.006	イソブタノール	<0.01	<0.01	4	酢酸エチル	<0.01	<0.01	7	メチルイソブチルケトン	<0.01	<0.01	3	トルエン	<0.01	<0.01	30	スチレン	<0.01	<0.01	0.8	キシレン	<0.01	<0.01	2	プロピオン酸	<0.003	<0.003	0.07	ノルマル酪酸	0.0004	0.0002	0.002	ノルマル吉草酸	0.00011	<0.00009	0.002	イソ吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.004	<p>1. 煙突排ガスによる悪臭 煙突排ガスによる臭気指数の予測結果は、最大で逆転層崩壊時の最大着地点の2であり、目標とした臭気指数15を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">煙突排ガスによる悪臭の予測結果(臭気指数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気象区分</th> <th>No. 1弥栄小学校</th> <th>No. 2弥栄市民センター平沢分館</th> <th>No. 3弥栄市民センター</th> <th>最大着地点濃度地点</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般気象条件時</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td rowspan="4">15</td> </tr> <tr> <td>上層逆転層出現時</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> </tr> <tr> <td>逆転層崩壊時</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2(1.5)</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> <td>0 (<1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)表中の()内の数値は臭気濃度 注2)「<」は、定量下限値(分析機器で測定可能な最小値)未満であることを示す。</p> <p>2. 施設からの悪臭の漏洩 本事業では、下表に示す悪臭防止対策を実施する計画である。 また、同様の対策を実施している盛岡市クリーンセンターの平成30年度～令和4年度の敷地境界での悪臭物質測定結果及び臭気濃度は、規制基準を下回っていることから、計画施設の稼働に伴う悪臭は、敷地境界線上において同程度と予測する。</p> <p style="text-align: center;">本事業で実施する悪臭防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生源</th> <th>対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・プラットホーム ・ゴミピット ・給じん機 ・排水処理設備</td> <td>①工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより悪臭の外部への漏洩を防ぐ。 ②ゴミピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ゴミピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解し臭気を取り除く。 ③プラットホームの出入口をエアーカーテンにて遮断する。 ④ゴミピットとプラットホームの間には投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉鎖する。 ⑤消臭剤を噴霧する。</td> </tr> </tbody> </table>	気象区分	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地点濃度地点	基準又は目標	一般気象条件時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	15	上層逆転層出現時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	逆転層崩壊時	—	—	—	2(1.5)	ダウンウォッシュ時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	発生源	対策	・プラットホーム ・ゴミピット ・給じん機 ・排水処理設備	①工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより悪臭の外部への漏洩を防ぐ。 ②ゴミピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ゴミピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解し臭気を取り除く。 ③プラットホームの出入口をエアーカーテンにて遮断する。 ④ゴミピットとプラットホームの間には投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉鎖する。 ⑤消臭剤を噴霧する。	<p>1. 煙突排ガスによる悪臭 下記の環境配慮事項を実施する。 ①高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解する。</p> <p>2. 施設からの悪臭の漏洩 下記の環境配慮事項を実施する。 ①工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより、悪臭の外部への漏洩を防ぐ。 ②ゴミピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ゴミピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解し臭気を取り除く。 ③プラットホームの出入口をエアーカーテンにて遮断する。 ④ゴミピットとプラットホームの間には投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉鎖する。 ⑤消臭剤を噴霧する。</p>	<p>1. 煙突排ガスによる悪臭 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p> <p>2. 施設からの悪臭の漏洩 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p> <p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
	調査項目		No. 1			参考値* (ppm)																																																																																																																												
夏季		冬季																																																																																																																																
アンモニア	<0.1	<0.1	2																																																																																																																															
メチルメルカプタン	<0.0002	<0.0002	0.004																																																																																																																															
硫化水素	<0.002	<0.002	0.06																																																																																																																															
硫化メチル	<0.001	<0.001	0.05																																																																																																																															
二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	0.03																																																																																																																															
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	0.02																																																																																																																															
アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	0.1																																																																																																																															
プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	0.1																																																																																																																															
ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.003																																																																																																																															
イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.07																																																																																																																															
ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.02																																																																																																																															
イソパレルアルデヒド	<0.0003	<0.0003	0.006																																																																																																																															
イソブタノール	<0.01	<0.01	4																																																																																																																															
酢酸エチル	<0.01	<0.01	7																																																																																																																															
メチルイソブチルケトン	<0.01	<0.01	3																																																																																																																															
トルエン	<0.01	<0.01	30																																																																																																																															
スチレン	<0.01	<0.01	0.8																																																																																																																															
キシレン	<0.01	<0.01	2																																																																																																																															
プロピオン酸	<0.003	<0.003	0.07																																																																																																																															
ノルマル酪酸	0.0004	0.0002	0.002																																																																																																																															
ノルマル吉草酸	0.00011	<0.00009	0.002																																																																																																																															
イソ吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.004																																																																																																																															
気象区分	No. 1弥栄小学校	No. 2弥栄市民センター平沢分館	No. 3弥栄市民センター	最大着地点濃度地点	基準又は目標																																																																																																																													
一般気象条件時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	15																																																																																																																													
上層逆転層出現時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)																																																																																																																														
逆転層崩壊時	—	—	—	2(1.5)																																																																																																																														
ダウンウォッシュ時	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)	0 (<1)																																																																																																																														
発生源	対策																																																																																																																																	
・プラットホーム ・ゴミピット ・給じん機 ・排水処理設備	①工場棟は開口部を少なくし、できる限り密閉化することにより悪臭の外部への漏洩を防ぐ。 ②ゴミピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ゴミピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に炉内へ送り、高温で熱分解し臭気を取り除く。 ③プラットホームの出入口をエアーカーテンにて遮断する。 ④ゴミピットとプラットホームの間には投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉鎖する。 ⑤消臭剤を噴霧する。																																																																																																																																	

表 9-1 (8) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																					
4. 悪臭		<p>盛岡市クリーンセンターの悪臭測定結果（平成30年度～令和4年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>測定結果(最小～最大)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>0.1 未満～0.19</td><td>1</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>0.002 未満</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td>0.001 未満～0.002</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td>0.0009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>0.0005 未満</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td>0.005 未満～0.010</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>0.01 未満</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td>0.003 未満</td><td>0.03</td></tr> <tr><td>ノルマル酪酸</td><td>0.0001 未満～0.0005</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>0.00009 未満～0.00015</td><td>0.0009</td></tr> <tr><td>イソ吉草酸</td><td>0.0001 未満</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>0.005 未満</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>0.0009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>0.002 未満</td><td>0.02</td></tr> <tr><td>ノルマルバレールアルデヒド</td><td>0.0009 未満</td><td>0.009</td></tr> <tr><td>イソバレールアルデヒド</td><td>0.0003 未満</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td>0.01 未満</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>0.01 未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>0.01 未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>0.01 未満～0.06</td><td>10</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>0.01 未満</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	調査項目	測定結果(最小～最大)	規制基準	アンモニア	0.1 未満～0.19	1	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.002	硫化水素	0.002 未満	0.02	硫化メチル	0.001 未満～0.002	0.01	二硫化メチル	0.0009 未満	0.009	トリメチルアミン	0.0005 未満	0.005	アセトアルデヒド	0.005 未満～0.010	0.05	スチレン	0.01 未満	0.4	プロピオン酸	0.003 未満	0.03	ノルマル酪酸	0.0001 未満～0.0005	0.001	ノルマル吉草酸	0.00009 未満～0.00015	0.0009	イソ吉草酸	0.0001 未満	0.001	プロピオンアルデヒド	0.005 未満	0.05	ノルマルブチルアルデヒド	0.0009 未満	0.009	イソブチルアルデヒド	0.002 未満	0.02	ノルマルバレールアルデヒド	0.0009 未満	0.009	イソバレールアルデヒド	0.0003 未満	0.003	イソブタノール	0.01 未満	0.9	酢酸エチル	0.01 未満	3	メチルイソブチルケトン	0.01 未満	1	トルエン	0.01 未満～0.06	10	キシレン	0.01 未満	1			
調査項目	測定結果(最小～最大)	規制基準																																																																								
アンモニア	0.1 未満～0.19	1																																																																								
メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.002																																																																								
硫化水素	0.002 未満	0.02																																																																								
硫化メチル	0.001 未満～0.002	0.01																																																																								
二硫化メチル	0.0009 未満	0.009																																																																								
トリメチルアミン	0.0005 未満	0.005																																																																								
アセトアルデヒド	0.005 未満～0.010	0.05																																																																								
スチレン	0.01 未満	0.4																																																																								
プロピオン酸	0.003 未満	0.03																																																																								
ノルマル酪酸	0.0001 未満～0.0005	0.001																																																																								
ノルマル吉草酸	0.00009 未満～0.00015	0.0009																																																																								
イソ吉草酸	0.0001 未満	0.001																																																																								
プロピオンアルデヒド	0.005 未満	0.05																																																																								
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009 未満	0.009																																																																								
イソブチルアルデヒド	0.002 未満	0.02																																																																								
ノルマルバレールアルデヒド	0.0009 未満	0.009																																																																								
イソバレールアルデヒド	0.0003 未満	0.003																																																																								
イソブタノール	0.01 未満	0.9																																																																								
酢酸エチル	0.01 未満	3																																																																								
メチルイソブチルケトン	0.01 未満	1																																																																								
トルエン	0.01 未満～0.06	10																																																																								
キシレン	0.01 未満	1																																																																								
5. 水質	<p>1. 降雨時の水質 降雨時の水素イオン濃度は6.9～7.1、浮遊物質量は250mg/L～530mg/Lであった。</p> <p style="text-align: center;">降雨時の水質調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>令和4年 5月27日</th> <th>令和4年 8月18日</th> <th>参考値*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>6.9</td> <td>7.1</td> <td>6.5以上8.5以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量(mg/L)</td> <td>250</td> <td>530</td> <td>25mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>流量(m³/s)</td> <td>0.92</td> <td>1.08</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*. 調査地点には、環境基準の類型指定はないが、下流の北上川がA類型に指定されていることから、参考値としてA類型の環境基準を掲載した。</p> <p>2. 晴天時の水質 調査地点には環境基準の類型指定はないが、晴天時の生活環境項目の調査結果は、A類型及び生物A類型の環境基準を下回っていた。 健康項目の調査結果は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いて定量下限値未満であり環境基準を下回っていた。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素も環境基準を下回っていた。</p> <p>3. 土粒子の状況 現地で採取した土壌の沈降試験結果は、初期濃度3,000mg/Lの試料が1時間後には1,200mg/L～1,300mg/Lと1/2以下に低下し、1日後には280mg/L～430mg/Lと1/10程度に低下している。</p>	調査項目	令和4年 5月27日	令和4年 8月18日	参考値*	水素イオン濃度	6.9	7.1	6.5以上8.5以下	浮遊物質量(mg/L)	250	530	25mg/L以下	流量(m³/s)	0.92	1.08	—	<p>1. 造成等の工事による水の濁り 造成等の工事による水の濁りの予測結果は下表に示すとおりであり、現況の降雨時と同程度と予測する。</p> <p style="text-align: center;">造成等の工事による水の濁りの予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>308</td> <td>現況を悪化させないこと（390以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設の稼働による水の汚れ 施設の稼働による水の汚れの予測結果は下表に示すとおりであり、基準又は目標を下回ると予測する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働による水の汚れの予測結果</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>基準又は目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>1.0</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量</td> <td>2.2</td> <td>25以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	基準又は目標	浮遊物質量	308	現況を悪化させないこと（390以下）	予測項目	予測結果	基準又は目標	生物化学的酸素要求量	1.0	2以下	浮遊物質量	2.2	25以下	<p>1. 造成等の工事による水の濁り 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①露出した地面は早期に緑化し、濁水の発生を防止する。</p> <p>②造成工事の実施にあたっては、防災調整池を先行して設置し、降雨時の土砂・濁水の地区外への流出を防止する。</p> <p>③調整池に流入しない区域からの土砂・濁水が地区外へ流出することを防止するため、土砂流出防止柵や仮沈砂池等を設置する。</p> <p>2. 施設の稼働による水の汚れ 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①トイレ等は節水型の機器を設置し、生活排水量を可能な限り抑制する。</p>	<p>1. 造成等の工事による水の濁り 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p> <p>2. 施設の稼働による水の汚れ 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p> <p>2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>																																						
調査項目	令和4年 5月27日	令和4年 8月18日	参考値*																																																																							
水素イオン濃度	6.9	7.1	6.5以上8.5以下																																																																							
浮遊物質量(mg/L)	250	530	25mg/L以下																																																																							
流量(m³/s)	0.92	1.08	—																																																																							
予測項目	予測結果	基準又は目標																																																																								
浮遊物質量	308	現況を悪化させないこと（390以下）																																																																								
予測項目	予測結果	基準又は目標																																																																								
生物化学的酸素要求量	1.0	2以下																																																																								
浮遊物質量	2.2	25以下																																																																								

表 9-1 (9) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																																																					
6. 土壌	<p>土壌汚染の状況（環境基準項目）及び土壌中のダイオキシン類濃度の状況の調査結果は、いずれの項目も環境基準を下回る結果であった。</p> <p style="text-align: center;">土壌調査結果（環境基準項目） 単位：mg/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td><0.0003</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.003</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td><0.0005</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td><0.0004</td><td>0.00 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td><0.002</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエチレン</td><td><0.004</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td><0.0005</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td><0.0005</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td><0.0005</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td><0.0002</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td><0.0006</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td><0.0003</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td><0.002</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td><0.001</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td><0.08</td><td>0.8 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td><0.01</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td><0.005</td><td>0.05 以下</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">調査結果（ダイオキシン類） 単位：pg-TEQ/g</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>No. 1</td><td>0.38</td><td rowspan="4">1,000 以下</td></tr> <tr><td>No. 2</td><td>0.18</td></tr> <tr><td>No. 3</td><td>0.0028</td></tr> <tr><td>No. 4</td><td>0.00012</td></tr> </tbody> </table>	調査項目	測定結果	環境基準	カドミウム	<0.0003	0.003 以下	全シアン	不検出	検出されないこと	有機燐	不検出	検出されないこと	鉛	0.003	0.01 以下	六価クロム	<0.005	0.05 以下	砒素	0.001	0.01 以下	総水銀	<0.0005	0.0005 以下	アルキル水銀	不検出	検出されないこと	PCB	不検出	検出されないこと	ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下	四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下	クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.00 以下	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0005	0.006 以下	トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下	チウラム	<0.0006	0.006 以下	シマジン	<0.0003	0.003 以下	チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下	ベンゼン	<0.001	0.01 以下	セレン	<0.001	0.01 以下	ふっ素	<0.08	0.8 以下	ほう素	<0.01	1 以下	1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下	調査地点	測定結果	環境基準	No. 1	0.38	1,000 以下	No. 2	0.18	No. 3	0.0028	No. 4	0.00012	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響に伴う土壌 本事業では、対象事業実施区域外へ搬出する残土等は、最終搬出先の記録を作成・保存し適正に処分するとともに、造成工事の実施にあたっては、防災調整池を先行して築造して、降雨時の土砂・濁水の地区外への流出を防止するとともに、防災調整池に流入しない流域の下流部には、土砂流出防止柵や仮設沈砂池等の防災工事を実施する計画である。 また、対象事業実施区域内で実施した土壌調査結果も環境基準を下回っている。 以上のことより、土地の改変や土壌の搬出等に伴う土壌汚染物質の拡散等の影響は小さいと予測する。</p> <p>2. 施設の稼働に伴う土壌 ごみ処理施設から排出するダイオキシン類の濃度は、法令等に基づく規制基準（1 ng-TEQ/m³N）よりも厳しい自主基準値（0.1 ng-TEQ/m³N）を設定している。自主基準値で排ガスを排出した場合の、予測地点での煙突排ガスによるダイオキシン類の寄与濃度（着地濃度の年平均値）の予測結果は下表のとおりである。 煙突排ガスによる寄与濃度が予測結果に占める割合は下表のとおり、0.6%から1.5%と小さいため、予測地点の土壌に対して影響を与える可能性は極めて小さく、土壌のダイオキシン類は現地調査結果と同程度（0.00012 pg-TEQ/gから0.18 pg-TEQ/g）と予測する。</p> <p style="text-align: center;">ダイオキシン類着地濃度（年平均値） 単位：pg-TEQ/m³</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度 (A)</th> <th>バックグラウンド濃度 (B)</th> <th>予測結果 (A+B)</th> <th>A/(A+B) ×100 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 2 弥栄市民センター平沢分館</td> <td>0.00008</td> <td rowspan="3">0.0078</td> <td>0.00788</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>No. 3 弥栄市民センター</td> <td>0.00005</td> <td>0.00785</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>No. 4 弥栄小学校</td> <td>0.00012</td> <td>0.00792</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	A/(A+B) ×100 (%)	No. 2 弥栄市民センター平沢分館	0.00008	0.0078	0.00788	1.0	No. 3 弥栄市民センター	0.00005	0.00785	0.6	No. 4 弥栄小学校	0.00012	0.00792	1.5	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響に伴う土壌 下記の環境配慮事項を実施する。 ①露出した地面は早期に緑化し、濁水の発生を防止する。 ②対象事業実施区域から搬出する残土等は、最終搬出先の記録を作成・保存し適正に処分する。 ③造成工事の実施にあたっては、防災調整池を先行して設置し、降雨時の土砂・濁水の地区外への流出を防止する。 ④調整池に流入しない区域からの土砂・濁水が地区外へ流出することを防止するため、土砂流出防止柵や仮沈砂池等を設置する。 ⑤造成工事に伴い発生する残土は、対象事業実施区域内の盛土・埋め戻し材として極力再利用する。</p> <p>2. 施設の稼働に伴う土壌 下記の環境配慮事項を実施する。 ①850℃以上、かつ、2秒以上の燃焼時間や十分なガスと空気の攪拌を実施、活性炭を煙道に吹き込み、ろ過集じん機の設置等により捕集し、排ガス濃度を法令に基づく規制基準より厳しい自主基準値を設定する。 ②煙突からの排出ガス濃度を希釈し、土壌への影響の低減を図るため、可能な限り高い煙突高（59m：航空法による規制を受けない高さ）とする。</p>	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響に伴う土壌 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p> <p>2. 施設の稼働に伴う土壌 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 2) 基準又は目標との整合性の検討に係る評価 予測結果は基準又は目標を下回っており、基準又は目標との整合は図られている。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p> <p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
	調査項目	測定結果	環境基準																																																																																																																							
カドミウム	<0.0003	0.003 以下																																																																																																																								
全シアン	不検出	検出されないこと																																																																																																																								
有機燐	不検出	検出されないこと																																																																																																																								
鉛	0.003	0.01 以下																																																																																																																								
六価クロム	<0.005	0.05 以下																																																																																																																								
砒素	0.001	0.01 以下																																																																																																																								
総水銀	<0.0005	0.0005 以下																																																																																																																								
アルキル水銀	不検出	検出されないこと																																																																																																																								
PCB	不検出	検出されないこと																																																																																																																								
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下																																																																																																																								
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																								
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																								
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.00 以下																																																																																																																								
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下																																																																																																																								
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下																																																																																																																								
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下																																																																																																																								
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0005	0.006 以下																																																																																																																								
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																								
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下																																																																																																																								
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下																																																																																																																								
チウラム	<0.0006	0.006 以下																																																																																																																								
シマジン	<0.0003	0.003 以下																																																																																																																								
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下																																																																																																																								
ベンゼン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																								
セレン	<0.001	0.01 以下																																																																																																																								
ふっ素	<0.08	0.8 以下																																																																																																																								
ほう素	<0.01	1 以下																																																																																																																								
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下																																																																																																																								
調査地点	測定結果	環境基準																																																																																																																								
No. 1	0.38	1,000 以下																																																																																																																								
No. 2	0.18																																																																																																																									
No. 3	0.0028																																																																																																																									
No. 4	0.00012																																																																																																																									
予測地点	寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	予測結果 (A+B)	A/(A+B) ×100 (%)																																																																																																																						
No. 2 弥栄市民センター平沢分館	0.00008	0.0078	0.00788	1.0																																																																																																																						
No. 3 弥栄市民センター	0.00005		0.00785	0.6																																																																																																																						
No. 4 弥栄小学校	0.00012		0.00792	1.5																																																																																																																						

表 9-1 (10) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																								
7. 動物	<p>1. 動物 現況調査の結果、以下の動物が確認された。</p> <p style="text-align: center;">動物の現地調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>目</th> <th>科</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>哺乳類</td><td>6目</td><td>11科</td><td>16種</td></tr> <tr><td>鳥類（一般鳥類）</td><td>14目</td><td>33科</td><td>72種</td></tr> <tr><td>鳥類（猛禽類）※</td><td>2目</td><td>3科</td><td>8種</td></tr> <tr><td>爬虫類</td><td>1目</td><td>3科</td><td>5種</td></tr> <tr><td>両生類</td><td>2目</td><td>5科</td><td>9種</td></tr> <tr><td>昆虫類</td><td>16目</td><td>204科</td><td>845種</td></tr> <tr><td>魚類</td><td>2目</td><td>4科</td><td>8種</td></tr> <tr><td>底生動物</td><td>23目</td><td>86科</td><td>185種</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 重要種のみ対象</p> <p>2. 重要な動物種 現況調査の結果、以下の重要な動物が確認された。</p> <p style="text-align: center;">重要な動物の現地調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>目</th> <th>科</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>哺乳類</td><td>2目</td><td>2科</td><td>3種</td></tr> <tr><td>鳥類（一般鳥類）</td><td>8目</td><td>10科</td><td>15種</td></tr> <tr><td>鳥類（猛禽類）</td><td>2目</td><td>3科</td><td>8種</td></tr> <tr><td>爬虫類</td><td>0目</td><td>0科</td><td>0種</td></tr> <tr><td>両生類</td><td>2目</td><td>3科</td><td>5種</td></tr> <tr><td>昆虫類</td><td>5目</td><td>12科</td><td>15種</td></tr> <tr><td>魚類</td><td>1目</td><td>1科</td><td>1種</td></tr> <tr><td>底生動物</td><td>5目</td><td>6科</td><td>8種</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 注目すべき生息地・生息環境の状況 対象事業実施区域内において31種の重要種が確認された。</p>	調査項目	目	科	種	哺乳類	6目	11科	16種	鳥類（一般鳥類）	14目	33科	72種	鳥類（猛禽類）※	2目	3科	8種	爬虫類	1目	3科	5種	両生類	2目	5科	9種	昆虫類	16目	204科	845種	魚類	2目	4科	8種	底生動物	23目	86科	185種	調査項目	目	科	種	哺乳類	2目	2科	3種	鳥類（一般鳥類）	8目	10科	15種	鳥類（猛禽類）	2目	3科	8種	爬虫類	0目	0科	0種	両生類	2目	3科	5種	昆虫類	5目	12科	15種	魚類	1目	1科	1種	底生動物	5目	6科	8種	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働に伴う影響、事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響</p> <p>対象事業実施区域周辺で確認された重要な種のうち、猛禽類2種（サシバ、ノスリ）の今後の営巣の状況によっては影響が生じる恐れがある。</p> <p>両生類2種（トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ）に関しては、対象事業実施区域内では、多くの産卵場を含む生息環境が改変されることから、影響はあると考えられる。</p> <p>昆虫類2種（ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ）に関しては、対象事業実施区域内では、生息環境のススキ草地が改変されることから、影響はあるものと考えられる。</p>	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働に伴う影響</p> <p>【環境配慮事項】</p> <p>①対象事業実施区域内には改変を行わない環境保全区域を計画し、動物の生息環境を可能な限り保全する。なお、移殖等を行った地点については、草刈り、除伐・間伐、ため池の泥上げ等の定期的な管理を行っていく。</p> <p>②低騒音型の建設機械を使用することで猛禽類への繁殖活動等への影響を低減する。</p> <p>③工事実施時には、早期に防災調整池、仮設沈砂池を設置し泥水の土砂を沈降させ、河川への土砂流出を低減する。</p>	<p>1. 造成等の工事による一時的な影響及び建設機械の稼働に伴う影響、事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響</p> <p>1) 影響の回避・低減に係る評価</p> <p>左記の環境配慮事項の実施に加え、工事の影響を受ける可能性のある猛禽類、両生類、昆虫類に対しては環境保全措置を実施することから、環境への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p>	<p>猛禽類について、工事前・工事中の調査を実施する。</p> <p>影響が生じた場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切な措置を実施する。</p>
調査項目	目	科	種																																																																										
哺乳類	6目	11科	16種																																																																										
鳥類（一般鳥類）	14目	33科	72種																																																																										
鳥類（猛禽類）※	2目	3科	8種																																																																										
爬虫類	1目	3科	5種																																																																										
両生類	2目	5科	9種																																																																										
昆虫類	16目	204科	845種																																																																										
魚類	2目	4科	8種																																																																										
底生動物	23目	86科	185種																																																																										
調査項目	目	科	種																																																																										
哺乳類	2目	2科	3種																																																																										
鳥類（一般鳥類）	8目	10科	15種																																																																										
鳥類（猛禽類）	2目	3科	8種																																																																										
爬虫類	0目	0科	0種																																																																										
両生類	2目	3科	5種																																																																										
昆虫類	5目	12科	15種																																																																										
魚類	1目	1科	1種																																																																										
底生動物	5目	6科	8種																																																																										
		<p>【環境保全措置】</p> <table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td colspan="2">一関地区広域行政組合</td></tr> <tr><td>保全対象</td><td colspan="2">サシバ、ノスリ</td></tr> <tr><td rowspan="4">環境保全措置</td><td>区分</td><td>低減</td></tr> <tr><td>実施方法</td><td>事前モニタリング調査の実施</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。</td></tr> <tr><td>効果</td><td>営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる</td></tr> <tr><td>効果の不確実性</td><td colspan="2">工事期間中に繁殖阻害のおそれがある</td></tr> <tr><td>環境保全措置後の環境状況の変化</td><td colspan="2">環境状況の変化はない</td></tr> <tr><td>他の環境への影響</td><td colspan="2">なし</td></tr> </table>	実施主体	一関地区広域行政組合		保全対象	サシバ、ノスリ		環境保全措置	区分	低減	実施方法	事前モニタリング調査の実施	実施内容	工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。	効果	営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる	効果の不確実性	工事期間中に繁殖阻害のおそれがある		環境保全措置後の環境状況の変化	環境状況の変化はない		他の環境への影響	なし																																																				
実施主体	一関地区広域行政組合																																																																												
保全対象	サシバ、ノスリ																																																																												
環境保全措置	区分	低減																																																																											
	実施方法	事前モニタリング調査の実施																																																																											
	実施内容	工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。																																																																											
	効果	営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる																																																																											
効果の不確実性	工事期間中に繁殖阻害のおそれがある																																																																												
環境保全措置後の環境状況の変化	環境状況の変化はない																																																																												
他の環境への影響	なし																																																																												
		<table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td colspan="2">一関地区広域行政組合</td></tr> <tr><td>保全対象</td><td>トウホクサンショウウオ クロサンショウウオ</td><td>ギンイチモンジセセリ ミヤマチャバネセセリ</td></tr> <tr><td rowspan="4">環境保全措置</td><td>区分</td><td>代償</td></tr> <tr><td>実施方法</td><td>卵のうの移殖</td></tr> <tr><td>実施内容</td><td>工事前に調査を実施し、改変区域内の卵のうちについては移殖を行う。移殖先は対象事業実施区域内に設置する環境保全区域内のため池とする。なお、対象事業実施区域外への移殖については、同じ水系内のため池や湿地を対象に検討を行う。</td></tr> <tr><td>効果と判断根拠</td><td>生息環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生息適地に移殖・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した</td></tr> <tr><td>効果の不確実性</td><td colspan="2">移殖先・移設先で生息が確保されるか不確実性が残る</td></tr> <tr><td>環境保全措置後の環境状況の変化</td><td colspan="2">移殖先・移設先での大きな環境状況の変化はない</td></tr> <tr><td>他の環境への影響</td><td colspan="2">移殖先・移設先の動物相に変化が生じ、生息環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある</td></tr> <tr><td>回避・低減が困難な理由</td><td colspan="2">施設の配置計画において生息を確認した区域の改変が避けられないため</td></tr> <tr><td>損われる又は創出される環境要素</td><td>動物（両生類）</td><td>動物（昆虫類）</td></tr> <tr><td>損われる環境の位置及び内容</td><td>対象事業実施区域内で産卵場となっている水域が消失する</td><td>対象事業実施区域内で生息環境となっているススキ群落が消失する</td></tr> <tr><td>創出される環境の位置及び内容</td><td colspan="2">地形改変が行われない区域（環境保全区域）へ移殖・移設するため新たな環境の創出はない</td></tr> </table>	実施主体	一関地区広域行政組合		保全対象	トウホクサンショウウオ クロサンショウウオ	ギンイチモンジセセリ ミヤマチャバネセセリ	環境保全措置	区分	代償	実施方法	卵のうの移殖	実施内容	工事前に調査を実施し、改変区域内の卵のうちについては移殖を行う。移殖先は対象事業実施区域内に設置する環境保全区域内のため池とする。なお、対象事業実施区域外への移殖については、同じ水系内のため池や湿地を対象に検討を行う。	効果と判断根拠	生息環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生息適地に移殖・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した	効果の不確実性	移殖先・移設先で生息が確保されるか不確実性が残る		環境保全措置後の環境状況の変化	移殖先・移設先での大きな環境状況の変化はない		他の環境への影響	移殖先・移設先の動物相に変化が生じ、生息環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある		回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生息を確認した区域の改変が避けられないため		損われる又は創出される環境要素	動物（両生類）	動物（昆虫類）	損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で産卵場となっている水域が消失する	対象事業実施区域内で生息環境となっているススキ群落が消失する	創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域（環境保全区域）へ移殖・移設するため新たな環境の創出はない																																								
実施主体	一関地区広域行政組合																																																																												
保全対象	トウホクサンショウウオ クロサンショウウオ	ギンイチモンジセセリ ミヤマチャバネセセリ																																																																											
環境保全措置	区分	代償																																																																											
	実施方法	卵のうの移殖																																																																											
	実施内容	工事前に調査を実施し、改変区域内の卵のうちについては移殖を行う。移殖先は対象事業実施区域内に設置する環境保全区域内のため池とする。なお、対象事業実施区域外への移殖については、同じ水系内のため池や湿地を対象に検討を行う。																																																																											
	効果と判断根拠	生息環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生息適地に移殖・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した																																																																											
効果の不確実性	移殖先・移設先で生息が確保されるか不確実性が残る																																																																												
環境保全措置後の環境状況の変化	移殖先・移設先での大きな環境状況の変化はない																																																																												
他の環境への影響	移殖先・移設先の動物相に変化が生じ、生息環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある																																																																												
回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生息を確認した区域の改変が避けられないため																																																																												
損われる又は創出される環境要素	動物（両生類）	動物（昆虫類）																																																																											
損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で産卵場となっている水域が消失する	対象事業実施区域内で生息環境となっているススキ群落が消失する																																																																											
創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域（環境保全区域）へ移殖・移設するため新たな環境の創出はない																																																																												

表 9-1 (11) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																			
8. 植物	<p>1. 植物相 現況調査の結果、127科703種の植物が確認された。</p> <p>2. 植生・植物群落 対象事業実施区域の植生は、コナラ群落とアカマツ群落が広く分布していた。</p> <p>3. 重要な種 現況調査の結果、18科20種の重要な植物が確認された。</p> <p>4. 重要な群落 注目すべき群落は確認されなかった。</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 対象事業実施区域周辺で確認された重要な種のうち、ジュンサイ、サクラソウ、イヌタヌキモの3種については、主要な生育地が改変により消失する個体数の割合が高いことから影響が大きいものと予測される。</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 【環境配慮事項】 ①対象事業実施区域内には改変を行わない環境保全区域を計画し、植物の生育環境を可能な限り保全する。なお、移植等を行った地点については、草刈り、除伐・間伐、ため池の泥上げ等の定期的な管理を行っていく。</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項の実施に加え、改変割合の高い植物の重要種に対しては環境保全措置を実施することから、環境への影響が実行可能な範囲内である限り回避・低減されていると評価する。</p>	<p>移植した重要種について、移植1年後と2年後に各1回、生育状況の確認として事後調査を実施する。なお、ジュンサイとイヌタヌキモは移植1年後に生育が確認できれば終了とする。</p>																																			
		<p>【環境保全措置】</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">一関地区広域行政組合</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>ジュンサイ、イヌタヌキモ</td> <td>サクラソウ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境保全措置</td> <td>区分</td> <td>代償</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>個体の移植</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池とする。移植翌年の確認適期には生育状況の確認を行う。なお、生育が確認できない場合は移植2年後にも確認を行う。</p> <p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池上流部の沢部とため池下流側のやや湿った場所の2箇所へ分散して移植する。移植前には、移植地の環境を整備し、移植個体は、生育が良好な個体とする。さらに生育地の多様性を維持するため、個体変異に留意し採取する。移植は、再確認できた個体数の約1/3を目標とする。なお、移植翌年と移植2年後には確認適期に生育状況の確認を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>効果と判断根拠</td> <td>生育環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生育適地に移植・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td colspan="2">移植先で生育が確保されるか不確実性が残る</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置後の環境状況の変化</td> <td colspan="2">移植先での大きな環境状況の変化はない</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td colspan="2">移植先で生育が確保された場合、移植先の植物相に変化が生じ、生育環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある</td> </tr> <tr> <td>回避・低減が困難な理由</td> <td colspan="2">施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため</td> </tr> <tr> <td>損われる又は創出される環境要素</td> <td colspan="2">植物（植物相）</td> </tr> <tr> <td>損われる環境の位置及び内容</td> <td>対象事業実施区域内で生育が確認された水域が消失する</td> <td>対象事業実施区域内で生育が確認された湿性湿地が消失する</td> </tr> <tr> <td>創出される環境の位置及び内容</td> <td colspan="2">地形改変が行われない区域へ移植するため新たな環境の創出はない</td> </tr> </table>	実施主体	一関地区広域行政組合		保全対象	ジュンサイ、イヌタヌキモ	サクラソウ	環境保全措置	区分	代償	実施方法	個体の移植	実施内容	<p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池とする。移植翌年の確認適期には生育状況の確認を行う。なお、生育が確認できない場合は移植2年後にも確認を行う。</p> <p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池上流部の沢部とため池下流側のやや湿った場所の2箇所へ分散して移植する。移植前には、移植地の環境を整備し、移植個体は、生育が良好な個体とする。さらに生育地の多様性を維持するため、個体変異に留意し採取する。移植は、再確認できた個体数の約1/3を目標とする。なお、移植翌年と移植2年後には確認適期に生育状況の確認を行う。</p>	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生育適地に移植・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した	効果の不確実性	移植先で生育が確保されるか不確実性が残る		環境保全措置後の環境状況の変化	移植先での大きな環境状況の変化はない		他の環境への影響	移植先で生育が確保された場合、移植先の植物相に変化が生じ、生育環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある		回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため		損われる又は創出される環境要素	植物（植物相）		損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で生育が確認された水域が消失する	対象事業実施区域内で生育が確認された湿性湿地が消失する	創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域へ移植するため新たな環境の創出はない			
実施主体	一関地区広域行政組合																																							
保全対象	ジュンサイ、イヌタヌキモ	サクラソウ																																						
環境保全措置	区分	代償																																						
	実施方法	個体の移植																																						
	実施内容	<p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池とする。移植翌年の確認適期には生育状況の確認を行う。なお、生育が確認できない場合は移植2年後にも確認を行う。</p> <p>改変区域内の個体の移植を行う。移植先は対象事業実施区域内に設置する「環境保全区域」内のため池上流部の沢部とため池下流側のやや湿った場所の2箇所へ分散して移植する。移植前には、移植地の環境を整備し、移植個体は、生育が良好な個体とする。さらに生育地の多様性を維持するため、個体変異に留意し採取する。移植は、再確認できた個体数の約1/3を目標とする。なお、移植翌年と移植2年後には確認適期に生育状況の確認を行う。</p>																																						
	効果と判断根拠	生育環境が改変される前に保全対象の個体を地形改変のない生育適地に移植・移設することにより個体の維持・保全が見込まれると判断した																																						
効果の不確実性	移植先で生育が確保されるか不確実性が残る																																							
環境保全措置後の環境状況の変化	移植先での大きな環境状況の変化はない																																							
他の環境への影響	移植先で生育が確保された場合、移植先の植物相に変化が生じ、生育環境を同じくする種との競合が生じるおそれがある																																							
回避・低減が困難な理由	施設の配置計画において生育を確認した区域の改変が避けられないため																																							
損われる又は創出される環境要素	植物（植物相）																																							
損われる環境の位置及び内容	対象事業実施区域内で生育が確認された水域が消失する	対象事業実施区域内で生育が確認された湿性湿地が消失する																																						
創出される環境の位置及び内容	地形改変が行われない区域へ移植するため新たな環境の創出はない																																							

表 9-1 (12) 環境影響評価結果の概要

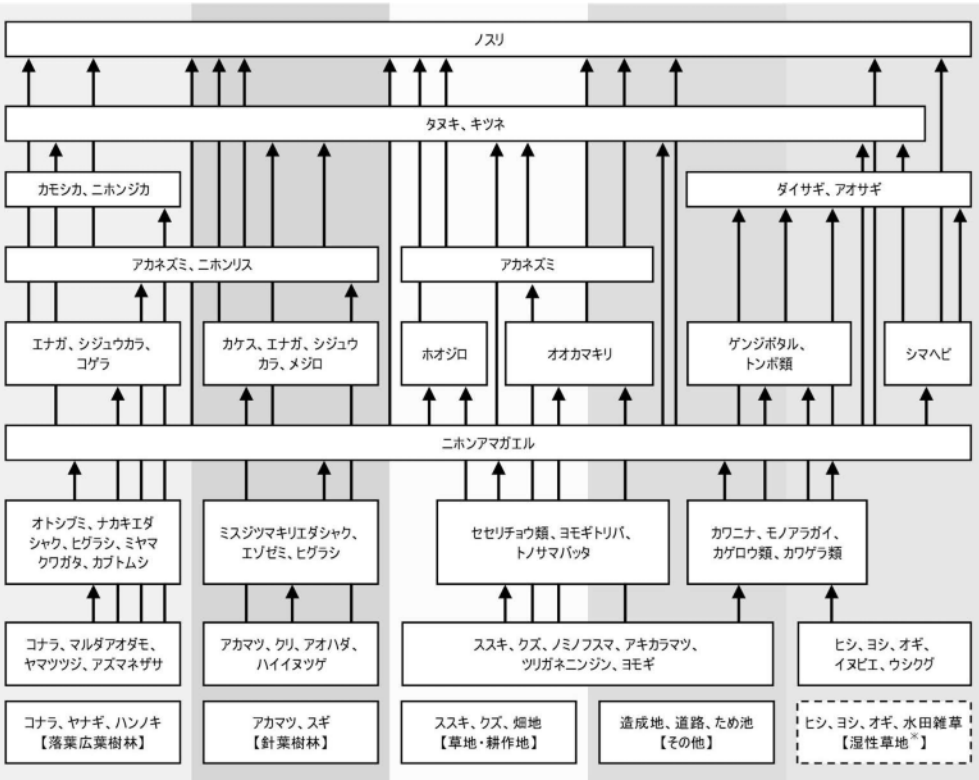
環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																				
9. 生態系	<p>1. 構造 対象事業実施区域及びその周辺区域を構成する生態系を類分化し、類型区分ごとの構造を整理した。類型区分は、落葉広葉樹林、針葉樹林、草地・耕作地、湿性草地、その他の5環境に区分される。</p> <p>2) 相互関係 対象事業実施区域及びその周辺区域を構成する動植物の生態系間の相互関係は以下のとおりである。</p>  <p>* 対象事業実施区域内には存在しない</p> <p>3) 指標種</p> <table border="1" data-bbox="362 1304 1299 1717"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標種</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ノスリ</td> <td>・小型哺乳類を主食とするが、小型鳥類や両生類も捕食する生態系の上位種である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">典型性</td> <td>コナラ群落</td> <td>・生産者として、陸域生態系の最下層に位置し、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ等の哺乳類やエナガ、シジュウカラ等の樹林性の鳥類、ナカキエダシャク、ヒグラシ、カブトムシ等の昆虫類の生息地として典型的な場所である。</td> </tr> <tr> <td>タヌキ</td> <td>・全域で目視観察、足跡や糞が確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。</td> </tr> <tr> <td>ニホンアマガエル</td> <td>・全域で確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td></td> <td>特殊性に該当する種は確認されていない。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標種	選定理由	上位性	ノスリ	・小型哺乳類を主食とするが、小型鳥類や両生類も捕食する生態系の上位種である。	典型性	コナラ群落	・生産者として、陸域生態系の最下層に位置し、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ等の哺乳類やエナガ、シジュウカラ等の樹林性の鳥類、ナカキエダシャク、ヒグラシ、カブトムシ等の昆虫類の生息地として典型的な場所である。	タヌキ	・全域で目視観察、足跡や糞が確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。	ニホンアマガエル	・全域で確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。	特殊性		特殊性に該当する種は確認されていない。	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 本事業により動物・植物の生息・生育環境の一部が改変されることにより、上位性のノスリは、今後の営巣の状況によっては影響が生じる恐れがある。</p> <p>【環境配慮事項】 ①対象事業実施区域内には改変を行わない環境保全区域を計画し、動物・植物の生息・生育環境を可能な限り保全する。なお、移殖等を行った地点については、草刈り、除伐・間伐、ため池の泥上げ等の定期的な管理を行っていく。 ②低騒音型の建設機械を使用することで猛禽類への繁殖活動等への影響を低減する。 ③外灯は虫の誘引が少ないLEDの設置を検討し、施設周辺の昆虫類の保全とそれを餌とする動物の採餌環境を保全する。なお、施設については周辺への光漏れを極力抑えるような配置を検討する。 ④工事実施時には、早期に防災調整池、仮設沈砂池を設置し泥水の土砂を沈降させ、河川への土砂流出を低減する。</p> <p>【環境保全措置】</p> <table border="1" data-bbox="1368 1136 2237 1549"> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>一関地区広域行政組合</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>ノスリ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">環境保全措置</td> <td>区分</td> <td>低減</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>事前モニタリング調査の実施</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。</td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td>営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる</td> </tr> <tr> <td></td> <td>効果の不確実性</td> <td>工事期間中に繁殖阻害のおそれがある</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置後の環境状況の変化</td> <td>環境状況の変化はない</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	一関地区広域行政組合	保全対象	ノスリ	環境保全措置	区分	低減	実施方法	事前モニタリング調査の実施	実施内容	工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。	効果	営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる		効果の不確実性	工事期間中に繁殖阻害のおそれがある	環境保全措置後の環境状況の変化	環境状況の変化はない	他の環境への影響	なし	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響</p> <p>【環境配慮事項】 ①対象事業実施区域内には改変を行わない環境保全区域を計画し、動物・植物の生息・生育環境を可能な限り保全する。なお、移殖等を行った地点については、草刈り、除伐・間伐、ため池の泥上げ等の定期的な管理を行っていく。 ②低騒音型の建設機械を使用することで猛禽類への繁殖活動等への影響を低減する。 ③外灯は虫の誘引が少ないLEDの設置を検討し、施設周辺の昆虫類の保全とそれを餌とする動物の採餌環境を保全する。なお、施設については周辺への光漏れを極力抑えるような配置を検討する。 ④工事実施時には、早期に防災調整池、仮設沈砂池を設置し泥水の土砂を沈降させ、河川への土砂流出を低減する。</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項の実施に加え、工事の影響を受ける可能性のある猛禽類に対しては環境保全措置を実施することから、環境への影響が実行可能な範囲内で行える限り回避・低減されていると評価する。</p>	<p>上位性のノスリ(猛禽類)について、工事前・工事中の調査を実施する。 影響が生じた場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を得て適切な措置を実施する。</p>
区分	指標種	選定理由																																							
上位性	ノスリ	・小型哺乳類を主食とするが、小型鳥類や両生類も捕食する生態系の上位種である。																																							
典型性	コナラ群落	・生産者として、陸域生態系の最下層に位置し、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ等の哺乳類やエナガ、シジュウカラ等の樹林性の鳥類、ナカキエダシャク、ヒグラシ、カブトムシ等の昆虫類の生息地として典型的な場所である。																																							
	タヌキ	・全域で目視観察、足跡や糞が確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。																																							
	ニホンアマガエル	・全域で確認され、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息しており、当地域のような里山を代表する典型的な種である。																																							
特殊性		特殊性に該当する種は確認されていない。																																							
実施主体	一関地区広域行政組合																																								
保全対象	ノスリ																																								
環境保全措置	区分	低減																																							
	実施方法	事前モニタリング調査の実施																																							
	実施内容	工事の前年度及び工事年に周辺地域の猛禽類の繁殖状況を確認し、工事年における繁殖の影響があると判断される場合には、工事を一旦休止する等の対策を講じるなど、専門家の助言をもとに適切な対策を検討、実施する。																																							
	効果	営巣・繁殖環境の維持・保全が見込まれる																																							
	効果の不確実性	工事期間中に繁殖阻害のおそれがある																																							
環境保全措置後の環境状況の変化	環境状況の変化はない																																								
他の環境への影響	なし																																								

表 9-1 (13) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査								
10. 景観	<p>1. 主要な眺望点の状況 主要な眺望点の概況は下表に示すとおりであった。 なお、弥栄小学校の校門前及びバス停脇から対象事業実施区域は視認できない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な眺望点</th> <th>分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎石蔵山林間広場 (ツツジの丘)</td> <td>対象事業実施区域の北側約4.5kmに位置する石蔵山の山頂付近にある広場。芝生の広場となっており、野外ステージも設置されている。広場の北側の高台に「ツツジの丘」があり、展望台となっている。遠方ではあるが、対象事業実施区域を視認できる。ツツジの丘の南側を眺望点とした。</td> </tr> <tr> <td>一関市弥栄市民センター 平沢分館</td> <td>対象事業実施区域のある弥栄地区の最も近い集落内にある市民センターの分館。対象事業実施区域の北側に位置する。施設西側の駐車場から対象事業実施区域を視認できる。駐車場の南側には、グラウンドへ降り階段があり階段の上の段を眺望点とした。</td> </tr> <tr> <td>弥栄小学校 (校門前、バス停脇)</td> <td>対象事業実施区域の東側約1kmに位置する小学校。国道284号の北側にバス停「弥栄小学校前」があり、坂を上ったところに小学校の校門がある。小学校の校門前及びバス停脇のいずれからも、対象事業実施区域は視認できない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 主要な眺望景観の状況 主要な眺望点である3地点について、「川崎石蔵山林間広場付近（ツツジの丘）」は、遠方の耕作地奥の丘陵地に対象事業実施区域が眺望できる。「一関市弥栄市民センター平沢分館」は、耕作地奥の丘陵地に対象事業実施区域が眺望できる。 「弥栄小学校校門前」は、樹木の奥に対象事業実施区域が位置しており眺望できない。「弥栄小学校バス停脇」は、樹木の奥に対象事業実施区域が位置するが、校門前よりもバス停は低い位置にあるため、対象事業実施区域は眺望できない。</p> <p>3. 地域の景観の特性 主要な景観資源については、対象事業実施区域周辺において景観資源はなかった。</p>	主要な眺望点	分布状況	川崎石蔵山林間広場 (ツツジの丘)	対象事業実施区域の北側約4.5kmに位置する石蔵山の山頂付近にある広場。芝生の広場となっており、野外ステージも設置されている。広場の北側の高台に「ツツジの丘」があり、展望台となっている。遠方ではあるが、対象事業実施区域を視認できる。ツツジの丘の南側を眺望点とした。	一関市弥栄市民センター 平沢分館	対象事業実施区域のある弥栄地区の最も近い集落内にある市民センターの分館。対象事業実施区域の北側に位置する。施設西側の駐車場から対象事業実施区域を視認できる。駐車場の南側には、グラウンドへ降り階段があり階段の上の段を眺望点とした。	弥栄小学校 (校門前、バス停脇)	対象事業実施区域の東側約1kmに位置する小学校。国道284号の北側にバス停「弥栄小学校前」があり、坂を上ったところに小学校の校門がある。小学校の校門前及びバス停脇のいずれからも、対象事業実施区域は視認できない。	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 1) 主要な眺望点への影響 本事業においては、供用後のごみ収集車両は対象事業実施区域の北側に位置するツツジの丘や平沢分館周辺での通行はなく、眺望点への影響はない。</p> <p>2) 主要な眺望景観への影響 ツツジの丘からは、遠景のため、施設の存在を確認することが難しく、現況（施設の存在前）の眺望景観と大きな違いはない。 平沢分館からは、建屋の上部の一部が視認できるがほとんどの部分は、手前の樹林地に遮られている。なお、煙突がスカイラインを遮るが視野全体の一部であり、周辺の丘陵地景観と調和した景観を形成し、眺望景観の変化はほとんどない。 施設が主要な眺望景観に及ぼす影響は小さいと予測される。</p>  <p>川崎石蔵山林間広場付近「ツツジの丘」の現況(左)と供用後(右)</p>  <p>一関市弥栄市民センター平沢分館の現況(左)と供用後(右)</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①造成法面を緑化することで、景観の変化が最小化されるようにする。</p>	<p>1. 事業の立地及び土地又は工作物の存在に伴う影響 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境への影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p>	<p>事後調査を実施する必要はないと判断した。</p>
主要な眺望点	分布状況												
川崎石蔵山林間広場 (ツツジの丘)	対象事業実施区域の北側約4.5kmに位置する石蔵山の山頂付近にある広場。芝生の広場となっており、野外ステージも設置されている。広場の北側の高台に「ツツジの丘」があり、展望台となっている。遠方ではあるが、対象事業実施区域を視認できる。ツツジの丘の南側を眺望点とした。												
一関市弥栄市民センター 平沢分館	対象事業実施区域のある弥栄地区の最も近い集落内にある市民センターの分館。対象事業実施区域の北側に位置する。施設西側の駐車場から対象事業実施区域を視認できる。駐車場の南側には、グラウンドへ降り階段があり階段の上の段を眺望点とした。												
弥栄小学校 (校門前、バス停脇)	対象事業実施区域の東側約1kmに位置する小学校。国道284号の北側にバス停「弥栄小学校前」があり、坂を上ったところに小学校の校門がある。小学校の校門前及びバス停脇のいずれからも、対象事業実施区域は視認できない。												

表 9-1 (14) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査													
11. 廃棄物等	<p>1. 地形の状況 対象事業実施区域南東部の標高が75m～100mは、既に地形改変が行われた区域となっており、標高75m～85mの区域は平坦地、標高85m～100mの区域は切土法面となっている。 また、国道284号に近接している北側も標高50m程度の平坦地となっている。 その他の区域は、標高55m～70mの傾斜地が広がっている。</p> <p>2. 樹林等の分布状況 対象事業実施区域の樹林は、南東部の標高75m～85m、北側の標高50m程度の平坦地を除き、樹林等が分布している。</p>	<p>1. 造成等の工事に伴い一時的に発生する建設副産物に伴う影響 造成工事に伴う切土量は93,400m³であり、そのうち盛土として流用可能な土量は87,500m³であることから5,900m³の残土が発生すると予測する。 造成区域内の樹林は伐根・除根を実施した後、有用木は売却し、その他の樹枝等は、廃棄物処理法等の法令に従い適正に処理する計画である。 なお、造成工事に伴い発生する残土、ごみ処理施設及びリサイクル施設の建設時の基礎掘削に伴う土砂を対象事業実施区域外に搬出する場合は、最終搬出先の記録を作成・保存し適正に処分する。</p>	<p>1. 造成等の工事に伴い一時的に発生する建設副産物に伴う影響 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①造成工事に伴い発生する残土は、対象事業実施区域内の盛土・埋め戻し材として極力再利用する。</p> <p>②対象事業実施区域から搬出する残土等は、最終搬出先の記録を作成・保存し適正に処分する。</p> <p>③伐採樹木等の廃棄物は、廃棄物処理法等の法令に従い適正に処分する。</p>	<p>1. 造成等の工事に伴い一時的に発生する建設副産物に伴う影響 1) 影響の回避・低減に係る評価 左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p>	事後調査を実施する必要性はないと判断した。													
		<p>2. 施設の稼働に伴い発生する廃棄物に伴う影響 ごみ処理施設及びリサイクル施設からは発生する廃棄物の種類及び量は、下表に示すとおりである。 ごみ処理施設から発生する焼却灰及びリサイクル施設から発生する不燃残渣等は、一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。また、飛灰についても薬剤処理で溶出防止を行った後、埋立処分する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う廃棄物の種類及び量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種類</th> <th>発生量 (t/年)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ処理施設</td> <td>焼却灰</td> <td>1,000～1,600</td> <td>焼却炉の底などから回収される灰</td> </tr> <tr> <td>飛灰</td> <td>300～600</td> <td>排ガス中に含まれるすす、灰などで、排ガス処理設備で捕集されたもの</td> </tr> <tr> <td>リサイクル施設</td> <td>不燃残渣等</td> <td>260～670</td> <td>鉄、アルミ等の資源物を回収後、細かく破碎されたもの</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種類	発生量 (t/年)	備考	ごみ処理施設	焼却灰	1,000～1,600	焼却炉の底などから回収される灰	飛灰	300～600	排ガス中に含まれるすす、灰などで、排ガス処理設備で捕集されたもの	リサイクル施設	不燃残渣等	260～670	鉄、アルミ等の資源物を回収後、細かく破碎されたもの	<p>2. 施設の稼働に伴い発生する廃棄物に伴う影響 下記の環境配慮事項を実施する。</p> <p>①「一関地区広域行政組合循環型社会形成推進地域計画（一関市、平泉町、一関地区広域行政組合）（令和2年1月13日）に基づき、ごみの発生抑制・再使用の徹底・分別による資源化を推進し、焼却するごみの排出を抑制することにより、発生する焼却灰の削減に努める。</p> <p>②現在、不燃ごみとして収集している製品プラスチック（バケツ、おもちゃ等）や可燃ごみとして収集している製品プラスチック（使い捨てスプーン、フォーク等）をプラスチック製容器包装と一緒に収集し、リサイクル施設で選別・圧縮後に資源化施設へ搬出することにより、発生する不燃残渣や焼却灰の削減に努める。</p> <p>③重金属類等が含まれている飛灰は、薬剤処理で溶出防止を行った後、埋立処分する。</p>
施設名	種類	発生量 (t/年)	備考															
ごみ処理施設	焼却灰	1,000～1,600	焼却炉の底などから回収される灰															
	飛灰	300～600	排ガス中に含まれるすす、灰などで、排ガス処理設備で捕集されたもの															
リサイクル施設	不燃残渣等	260～670	鉄、アルミ等の資源物を回収後、細かく破碎されたもの															

表 9-1 (15) 環境影響評価結果の概要

環境要素	調査結果	予測結果	環境保全措置・環境配慮事項	評価結果	事後調査																																																																																																																																																											
12. 温室効果ガス等	<p>現在稼働中の一関清掃センター及び大東清掃センターから排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量、各温室効果ガスを二酸化炭素に換算した結果は、下表に示すとおりである。二酸化炭素換算で一関清掃センターから12,261tCO₂/年、大東清掃センターから7,073tCO₂/年、合計19,334tCO₂/年が排出されている。</p> <p>一関清掃センターからの二酸化炭素換算排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス</th> <th>活動の種類</th> <th>排出量*</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>二酸化炭素換算排出量 (tCO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">二酸化炭素</td> <td rowspan="4">燃料の使用</td> <td>灯油</td> <td>5.59</td> <td>1</td> <td>5.59</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>0.00</td> <td>1</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>0.00</td> <td>1</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>59.61</td> <td>1</td> <td>59.61</td> </tr> <tr> <td>電気の使用</td> <td>1,521.09</td> <td>1</td> <td>1,521.09</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物の焼却</td> <td>プラスチック</td> <td>8,866.77</td> <td>1</td> <td>8,866.77</td> </tr> <tr> <td>合成繊維</td> <td>1,433.54</td> <td>1</td> <td>1,433.54</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>焼却処理</td> <td>0.02</td> <td>25</td> <td>0.52</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>(連続燃焼式焼却施設)</td> <td>1.25</td> <td>298</td> <td>373.49</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>11,888</td> <td>—</td> <td>12,261</td> </tr> </tbody> </table> <p>*. 排出量の単位は、二酸化炭素が tCO₂/年、メタンが tCH₄/年、一酸化二窒素が tN₂O/年。</p> <p>大東清掃センターからの二酸化炭素換算排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガス</th> <th>活動の種類</th> <th>排出量*</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>二酸化炭素換算排出量 (tCO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">二酸化炭素</td> <td rowspan="4">燃料の使用</td> <td>灯油</td> <td>119.50</td> <td>1</td> <td>119.50</td> </tr> <tr> <td>LPG</td> <td>0.88</td> <td>1</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>3.55</td> <td>1</td> <td>3.55</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>59.61</td> <td>1</td> <td>59.61</td> </tr> <tr> <td>電気の使用</td> <td>2,041.39</td> <td>1</td> <td>2,041.39</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物の焼却</td> <td>プラスチック</td> <td>4,027.58</td> <td>1</td> <td>4,027.58</td> </tr> <tr> <td>合成繊維</td> <td>650.36</td> <td>1</td> <td>650.36</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>焼却処理</td> <td>0.01</td> <td>25</td> <td>0.24</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>(連続燃焼式焼却施設)</td> <td>0.57</td> <td>298</td> <td>169.68</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6,903</td> <td>—</td> <td>7,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>*. 排出量の単位は、二酸化炭素が tCO₂/年、メタンが tCH₄/年、一酸化二窒素が tN₂O/年。</p>	温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)	二酸化炭素	燃料の使用	灯油	5.59	1	5.59	LPG	0.00	1	0.00	軽油	0.00	1	0.00	重油	59.61	1	59.61	電気の使用	1,521.09	1	1,521.09	廃棄物の焼却	プラスチック	8,866.77	1	8,866.77	合成繊維	1,433.54	1	1,433.54	メタン	焼却処理	0.02	25	0.52	一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	1.25	298	373.49	合計		11,888	—	12,261	温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)	二酸化炭素	燃料の使用	灯油	119.50	1	119.50	LPG	0.88	1	0.88	軽油	3.55	1	3.55	重油	59.61	1	59.61	電気の使用	2,041.39	1	2,041.39	廃棄物の焼却	プラスチック	4,027.58	1	4,027.58	合成繊維	650.36	1	650.36	メタン	焼却処理	0.01	25	0.24	一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	0.57	298	169.68	合計		6,903	—	7,073	<p>施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は、下表に示すとおりである。施設の稼働に伴う二酸化炭素換算排出量は、燃料の使用、廃棄物の焼却等に伴い排出される18,414tCO₂/年から発電による削減量の4,960tCO₂/年を差引くと、13,454tCO₂/年と予測する。</p> <p>また、一関清掃センター及び大東清掃センターから排出されている二酸化炭素換算排出量 (19,334tCO₂/年) からは、5,880tCO₂/年削減されると予測する。</p> <p>二酸化炭素換算排出量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>温室効果ガス</th> <th>活動の種類</th> <th>排出量*</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>二酸化炭素換算排出量 (tCO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">排出</td> <td rowspan="2">二酸化炭素</td> <td>燃料の使用</td> <td>114.52</td> <td>1</td> <td>114.52</td> </tr> <tr> <td>電気の使用</td> <td>3,968.00</td> <td>1</td> <td>3,968.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物の焼却</td> <td>プラスチック</td> <td>11,905.46</td> <td>1</td> <td>11,905.46</td> </tr> <tr> <td>合成繊維</td> <td>1,923.60</td> <td>1</td> <td>1,923.60</td> </tr> <tr> <td>メタン</td> <td>焼却処理</td> <td>0.03</td> <td>25</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>一酸化二窒素</td> <td>(連続燃焼式焼却施設)</td> <td>1.68</td> <td>298</td> <td>501.49</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>17,913</td> <td>—</td> <td>18,414</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>二酸化炭素</td> <td>発電</td> <td>-4,960</td> <td>1</td> <td>-4,960</td> </tr> <tr> <td>排出量合計</td> <td></td> <td></td> <td>12,953</td> <td>—</td> <td>13,454</td> </tr> </tbody> </table> <p>*. 排出量の単位は、二酸化炭素が tCO₂/年、メタンが tCH₄/年、一酸化二窒素が tN₂O/年。</p>	区分	温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)	排出	二酸化炭素	燃料の使用	114.52	1	114.52	電気の使用	3,968.00	1	3,968.00	廃棄物の焼却	プラスチック	11,905.46	1	11,905.46	合成繊維	1,923.60	1	1,923.60	メタン	焼却処理	0.03	25	0.70	一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	1.68	298	501.49	合計			17,913	—	18,414	削減	二酸化炭素	発電	-4,960	1	-4,960	排出量合計			12,953	—	13,454	<p>下記の環境配慮事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「一関地区広域行政組合循環型社会形成推進地域計画 (一関市、平泉町、一関地区広域行政組合) (令和2年11月13日) に基づき、ごみの発生抑制・再使用の徹底・分別による資源化を推進し、焼却するごみの排出を抑制することにより、温室効果ガスの排出削減に努める。 現在、可燃ごみとして収集している製品プラスチック (使い捨てスプーン、フォーク等) をリサイクル施設で資源化することにより焼却処理量を削減し、温室効果ガスの排出を削減する。 燃焼ガスの排熱を蒸気エネルギーとして回収し発電を行うとともに、施設内等への熱供給施設を設置し、積極的な余熱利用を実施する。 施設内に設置する機器は省エネルギー型の機種、照明はLEDを採用する。 ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。 	<p>左記の環境配慮事項を実施することにより、環境影響は事業者により実行可能な範囲内で行える限り低減されていると評価する。</p>	<p>事後調査を実施する必要性はないと判断した。</p>
温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)																																																																																																																																																												
二酸化炭素	燃料の使用	灯油	5.59	1	5.59																																																																																																																																																											
		LPG	0.00	1	0.00																																																																																																																																																											
		軽油	0.00	1	0.00																																																																																																																																																											
		重油	59.61	1	59.61																																																																																																																																																											
	電気の使用	1,521.09	1	1,521.09																																																																																																																																																												
	廃棄物の焼却	プラスチック	8,866.77	1	8,866.77																																																																																																																																																											
合成繊維		1,433.54	1	1,433.54																																																																																																																																																												
メタン	焼却処理	0.02	25	0.52																																																																																																																																																												
一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	1.25	298	373.49																																																																																																																																																												
合計		11,888	—	12,261																																																																																																																																																												
温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)																																																																																																																																																												
二酸化炭素	燃料の使用	灯油	119.50	1	119.50																																																																																																																																																											
		LPG	0.88	1	0.88																																																																																																																																																											
		軽油	3.55	1	3.55																																																																																																																																																											
		重油	59.61	1	59.61																																																																																																																																																											
	電気の使用	2,041.39	1	2,041.39																																																																																																																																																												
	廃棄物の焼却	プラスチック	4,027.58	1	4,027.58																																																																																																																																																											
合成繊維		650.36	1	650.36																																																																																																																																																												
メタン	焼却処理	0.01	25	0.24																																																																																																																																																												
一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	0.57	298	169.68																																																																																																																																																												
合計		6,903	—	7,073																																																																																																																																																												
区分	温室効果ガス	活動の種類	排出量*	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (tCO ₂ /年)																																																																																																																																																											
排出	二酸化炭素	燃料の使用	114.52	1	114.52																																																																																																																																																											
		電気の使用	3,968.00	1	3,968.00																																																																																																																																																											
	廃棄物の焼却	プラスチック	11,905.46	1	11,905.46																																																																																																																																																											
		合成繊維	1,923.60	1	1,923.60																																																																																																																																																											
	メタン	焼却処理	0.03	25	0.70																																																																																																																																																											
	一酸化二窒素	(連続燃焼式焼却施設)	1.68	298	501.49																																																																																																																																																											
合計			17,913	—	18,414																																																																																																																																																											
削減	二酸化炭素	発電	-4,960	1	-4,960																																																																																																																																																											
排出量合計			12,953	—	13,454																																																																																																																																																											

第10章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価に係る業務は、次に示す者に委託して実施した。

名 称：国際航業株式会社 盛岡支店

所在地：岩手県盛岡市長田町6番7号

代表者：支店長 宇美 雅博